

第 2 1 3 回 役 員 会 議 事 次 第

I 日 時 令和6年3月5日（火）教育研究評議会終了後～

II 場 所 オンライン会議

III 議 事

1 前回議事録の確認について

2 審議事項

(1) 人事・給与関係規則等の一部改正について

【総務課長】資料1

(2) その他

3 報告事項

(1) 履修規程の一部改正について

【副学長】資料2

(2) 令和5年度卒業者・修了者について

【聴覚課長】資料3

(3) 令和6年度入学者選抜実施状況（学部・大学院）

【聴覚課長】資料4

(4) 令和6年度入学者選抜欠員補充第2次募集について

【聴覚課長】資料5

(5) 動物実験に関する外部検証結果について

【視覚課長】資料6

(6) 令和4年度決算における剰余金の繰越承認について

【財務課長】資料7

(7) その他

IV 配付資料

資料1 人事・給与関係規則等の一部改正について

資料2 履修規程の一部改正について

資料3 令和5年度卒業者・修了者について

資料4 令和6年度入学者選抜実施状況（学部・大学院）

資料5 令和6年度入学者選抜欠員補充第2次募集について

資料6 動物実験に関する外部検証結果について

資料7 令和4年度決算における剰余金の繰越承認について

次回予定 令和6年3月13日（水）経営協議会終了後～

第 2 1 2 回 国立大学法人筑波技術大学役員会議事録（案）

I 日 時 令和6年2月21日（水）16：10～16：45

II 場 所 オンライン（Zoom）会議

III 出席者等

- ・出席者 石原学長（議長）、酒井（貢）理事、四日市理事、長島理事
- ・陪席者 鈴木（瑞）監事、鈴木（浩）監事、谷副学長、香田副学長
- ・事務局 井手大学戦略課長（兼）総務課長、三村財務課長、元井聴覚障害系支援課長、大滝視覚障害系支援課長、他6名

IV 議 事

1 前回議事録の確認について

前回議事録は、原案のとおり確認された。

2 審議事項

（1）事務組織規程の一部改正について

井手大学戦略課長から、資料1により、事務組織規程の一部改正について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

（2）学部学生の他大学等における学修による単位等及び入学前の既修得単位の認定に関する規程の一部改正について

谷教務委員長から、資料2により、学部学生の他大学等における学修による単位等及び入学前の既修得単位の認定に関する規程の一部改正について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

3 報告事項

なし

以 上

令和6年2月16日
総務課

人事・給与関係規則等の一部改正について（案）

1. 趣旨

平均寿命の伸長や少子高齢化社会を背景として、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現に向け、働き方改革が社会全体で進められており、コロナ禍を経て定着した在宅勤務などの働き方やライフスタイルの多様化へ対応することが求められています。

国においては、労働安全衛生法等の改正により、令和5年から6年にかけて、化学物質の自律的な管理を基軸とする規制へ移行し、事業者ごとの合理的かつ効果的な安全衛生管理体制構築を推進しています。また、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において令和5年度から7年度までを「更なる集中強化期間」と位置づけ、学内におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止や行為者への厳正な対処により、学生が安心して就学できる環境を確保することが強く求められています。

各大学においては、こうした社会動向を踏まえた自律的かつ戦略的な大学経営の必要性が一層高まっており、法令改正への対応を含むワーク・ライフ・バランスの充実に向けた就業環境の整備を図ることは、職員だけでなく学生にとっても安全で快適なキャンパスを形成することにも繋がり、本学のマネジメント力の強化に資する重要な取り組みとなっています。

つきましては、令和6年4月から、以下のとおり就業規則等の改正を行うことといたします。

2. 概要

法令改正の趣旨を踏まえた就業環境及び組織体制の整備を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する休暇制度の見直しを行う。

<人事・給与制度見直しの骨子>

法令改正等への対応	ワーク・ライフ・バランスの推進
<ul style="list-style-type: none">●化学物質の管理体制整備（法改正対応）●セクハラ・性暴力等の行為者への対処方針の明確化（関係府省会議方針への対応）●期末勤勉手当の平準化（法改正対応）	<ul style="list-style-type: none">●年次休暇の計画的付与制度の整備

3. 制定・改正規則等

別紙のとおり

4. 施行日

令和6年4月1日

5. 今後のスケジュール

- | | |
|------------|-------------------|
| ・令和6年2月中旬 | 過半数代表者へ説明 |
| ・令和6年2月16日 | 部局長会議（審議） |
| ・令和6年3月5日 | 教育研究評議会（審議） |
| ・令和6年3月13日 | 経営協議会（審議）・役員会（審議） |
| ・令和6年3月下旬 | 土浦労働基準監督署へ届け出 |

【参 考】 人事・給与制度の主な改正事項

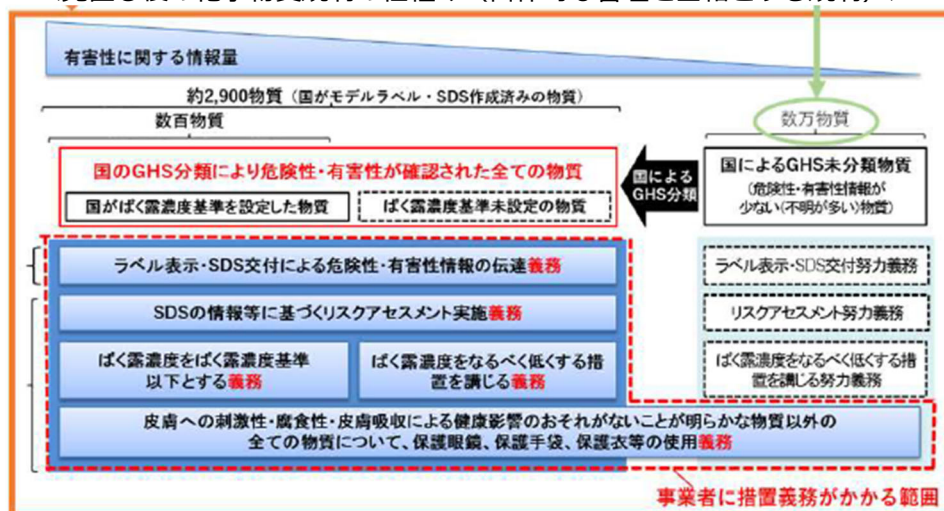
1. 法令改正等への対応

(1) 化学物質の管理体制整備

概要：国内で製造・使用されている数万種類にのぼる化学物質の中には危険性・有害性が不明な物質も多く含まれており、それらは労働災害や遅発性疾病の原因となり得ることから、化学物質管理の体制が従来の「物質ごとの個別規制」からリスクアセスメントを中心とした「自律的な管理」を基軸とする規制へ移行されることを踏まえ、本学において取扱う化学物質の管理体制を整備するもの。

- ▶ 化学物質の自律的な管理：労働安全衛生法に基づき、ラベル表示・安全データシート等による通知が義務付けられている物質を取り扱う事業者に対し、対象となる化学物質の危険性又は有害性の調査（リスクアセスメント）を実施し、その結果に基づきリスクを低減させる措置等を講じ、労働者の危険又は健康障害を防止することを義務付けるもの

<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



①化学物質リスクアセスメントの実施

- 国立大学協会において策定されている「大学の自律的化学物質管理ガイドライン」に基づき、取扱う全ての化学物質(医療用医薬品を除く)を対象に、使用する事前のリスクアセスメントを実施する。

②安全衛生委員会の調査審議事項追加

- 委員会の調査審議事項として、ばく露濃度の低減措置及びリスクアセスメント結果に基づく健康診断に関することを追加する。

③化学物質管理者と保護具着用管理責任者の選任

- リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場への配置が義務付けられる「化学物質管理者」と保護具の着用が必要となる事業場への配置が義務付けられる「保護具着用管理責任者」を選任する。

④化学物質取扱者の遵守事項

- 本学において化学物質を取り扱う職員、学生及び全ての者は、化学物質を保管・使用するとき、移動・譲渡するとき、廃棄するとき届け出を行うことにより、化学物質を適正に管理する。

⑤リスクアセスメント対象物健康診断の実施

- リスクアセスメントの結果に基づき必要があると認められたときや、濃度基準値が設定されている物質について基準値を超えてばく露したおそれがあるときに健康診断を実施する。

(2) セクハラ・性暴力等の行為者への対処方針の明確化

概要：性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、令和 5 年度から 7 年度までを「更なる集中強化期間」と位置づけるとともに、性犯罪・性暴力への厳正な対処や被害防止の徹底に対する社会的要請が高まっていることを踏まえ、セクハラ・性暴力等の行為者に対する厳正な対処に係る方針等をより明確にするもの。

- セクハラ・性暴力等の行為者への対処方針の強化：従前のセクシュアルハラスメントの定義は、性的な内容の発言から意に反する性的な関係の強要等の行為までを幅広く含むため、「性暴力等」を区別して定義するとともに、その行為者への懲戒処分の量定及び公表の基準を明確にすることにより、セクハラ・性暴力等への厳正な対処を行うもの

区分	現行	改正後
懲戒処分の量定に関する基準	・なし	<ul style="list-style-type: none"> ・処分の量定の標準例を懲戒規程に明記 ・セクハラ・性暴力の行為者に対する懲戒処分については、行為の様態や悪質性、結果の重大性等により処分の量定を区分
懲戒処分の公表に関する基準	・なし	<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒処分を行った場合の公表基準を懲戒規程に明記 ・性暴力等の行為者については原則公表する
ハラスメント防止規程における性暴力等の定義	・なし	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力等：職員が他の職員、学生及び関係者に対して同意のない性的な行為を強要する行為、「教育職員等による児童生徒性暴力等に関する法律」に定める行為

2. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 年次休暇の計画的付与制度の整備

概要：令和 5 年度に実施した夏季の休暇取得推奨期間は、個々の職員に積極的な休暇取得を呼びかけるものであったが、ワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、年次休暇の計画的付与制度を整備し、必要に応じて計画年休による対応を可能とするもの。

- 計画年休：年次休暇の付与日数から 5 日を除いた残りの日数について、労使協定を結ぶことにより、事業主が計画した休暇取得日に年次休暇を取得すること
※実施する場合は、労使協定により具体的な日数・方法を定める。

<導入例>

例① 夏季、年末年始に年次有給休暇を計画的に付与し、大型連休とします。

夏季や年末年始に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせることで、大型連休とすることができます。この方法は、企業や事業場全体の休業による一斉付与方式、班・グループ別の交替制付与方式で多く活用されています。

8月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

カレンダーの例

- 年次有給休暇の計画的付与
- 所定休日

計画的付与を活用し、連続休暇に

令和6年4月1日施行に係る制定・改正規則等

No	規則等	改正事項	主な内容	条項
1	化学物質管理規程 (制定)	責務	学長・部局長・化学物質取扱者の責務の規定	第3条、第4条、第8条
		選任	化学物質管理者の新設（法改正対応）	第5条
			化学物質管理補佐者の新設	第6条
			保護具着用管理責任者の新設（法改正対応）	第7条
		届出	登録・移動・譲渡・廃棄時の届出の規定	第9条～第11条
		研修等	職員に対する研修等実施の規定（法改正対応）	第12条
		健康管理	化学物質取扱者の健康管理の規定（法改正対応）	第13条
		リスクアセスメント	リスクアセスメントの実施者・時期等の規定（法改正対応）	第14条
		改善命令	改善措置の実施義務の規定	第15条
事故等発生時措置	事故発生時措置の実施義務の規定	第16条		
2	安全衛生管理規程	健康診断	リスクアセスメント対象物健康診断の新設（法改正対応）	第28条第1項第3号
		健康診断後の措置	リスクアセスメント対象物健康診断の取扱いの追加（法改正対応）	第30条第1項
		その他	規定の整合性の確保	別表第2関係
3	安全衛生委員会規程	調査審議事項	調査審議事項の追加（法改正対応）	第2条第9号～第12号
		その他	規定の整合性の確保	第2条第13号～第14号
4	ハラスメントの防止に関する規程	定義	性暴力等の定義を追加	第2条第1号
		その他	規定の整合性の確保 規程の名称変更	第1条～第7条、第9条～第11条
5	職員懲戒規程	量定基準	懲戒処分の量定の標準例の新設	第12条、別表
		公表基準	懲戒処分の公表基準の新設	第16条
		その他	規定の整合性の確保	第13条～第15条、別記様式第1～第3
6	職員給与規程	期末手当	支給率の平準化（法改正対応）	第35条第2項
		勤勉手当	支給率の平準化（法改正対応）	第36条第2項
		その他	規定の整合性の確保	第34条の3
7	役員報酬規程	期末特別手当	支給率の平準化（法改正対応）	第8条第2項
8	職員の勤務時間・休日・休暇に関する規程	起算日	一週間の起算日を規定	第13条、第14条
		計画年休	計画年休の新設	第17条の2
9	契約職員就業規則	起算日	一週間の起算日を規定	第39条～第40条
		計画年休	計画年休の新設	第41条の2
		懲戒の事由	懲戒処分の量定の標準例の新設に伴う見直し	第51条
		その他	規定の整合性の確保	第29条
10	職員就業規則	懲戒の事由	懲戒処分の量定の標準例の新設に伴う見直し	第43条
		その他	規定の整合性の確保	第35条

国立大学法人筑波技術大学化学物質管理規程の制定について（案）

1. 制定趣旨

労働安全衛生法の改正に伴い、本学において保管・使用される化学物質の適正な管理に関する規程を制定する。

2. 制定内容

- (1) 本規程は、本学において保管・使用される化学物質について、安全衛生上の危害防止及び環境汚染の防止のために必要な事項を定めるものとする。(第1条関係)
- (2) 本規程に定める化学物質は、薬品及びそれらの混合物並びに高圧ガスとする。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に定める医薬品及び医薬部外品を除く。(第2条第1項関係)
- (3) 学長は、本学における化学物質の管理に関する業務を総括する。(第3条関係)
- (4) 部局長は、当該部局における化学物質管理について指導監督を行うとともに、管理下の化学物質を保管・使用する場所について必要な措置を講ずる。(第4条関係)
- (5) 化学物質管理者を部局に置き、当該部局長をもって充て、以下の業務を行うものとする。(第5条関係)
 - ① ラベル表示及び安全データシートに関すること
 - ② 化学物質のリスクアセスメントの実施及びその措置に関すること
 - ③ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成及び保存に関すること
 - ④ 化学物質の自律的な管理に関わる職員への周知及び教育に関すること
 - ⑤ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応に関すること
 - ⑥ その他、化学物質の管理に必要な業務に関すること
- (6) 化学物質管理者は、必要に応じて、当該部局の職員の中から化学物質管理補佐者を選任することができる。(第6条関係)
- (7) 化学物質管理者は、保護具着用管理責任者を選任し、以下の業務を行わせる。(第7条関係)
 - ① 保護具の適正な選択に関すること
 - ② 取扱者の保護具の適正な使用に関すること
 - ③ 保護具の保守管理に関すること
 - ④ その他保護具に関わる業務

- (8) 化学物質取扱者は、本規程及び法令を遵守し、化学物質管理者等の指揮監督のもとに、化学物質について適正な管理を行う。(第8条関係)
- (9) 化学物質取扱者は、保管・使用する化学物質について届出を行い、受払の状況を適宜管理する。(第9条関係)
- (10) 化学物質取扱者は、使用する見込みのない化学物質について届出を行い、法令に定めるところにより速やかに廃棄する。(第10条関係)
- (11) 化学物質取扱者は、移動及び譲渡する化学物質について届出を行い、事故等を防止するために必要な措置を講ずる。(第11条関係)
- (12) 職員に対し、化学物質の適正な取扱い及び管理に関し必要な研修等を実施する。(第12条関係)
- (13) 化学物質取扱者の健康管理については、国立大学法人筑波技術大学安全衛生管理規程に定めるところによる。(第13条関係)
- (14) 化学物質取扱者は、化学物質管理者等の指揮監督のもとに、以下に掲げる時期にリスクアセスメントを実施し、必要なリスク低減措置を講ずる。(第14条関係)
 - ① 年1回実施
 - ② 化学物質を新規に取り扱うとき
 - ③ 取り扱う作業の方法又は手順を変更するとき
 - ④ 化学物質による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき
- (15) 化学物質による安全管理上の問題若しくは健康障害が生じたとき、又は生ずるおそれがあるときは、学長は部局長に改善措置を命じ、部局長は当該措置を遅滞なく講ずる。(第15条関係)
- (16) 化学物質取扱者は、化学物質による事故等が発生したとき、又は生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を化学物質管理者に報告する。(第16条関係)

3. 施行日

令和6年4月1日

4. 制定規程案

別紙のとおり

国立大学法人筑波技術大学化学物質管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学(以下「本学」という。)において保管及び使用される化学物質について、安全衛生上の危害防止及び環境汚染の防止のために必要な事項を定める。

2 本学における化学物質管理については、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)及びその他関係法令に定めのある場合の他、この規程に定めるところによる。ただし、化学物質のうち、毒物及び劇物の管理については、この規程に定めるもののほか、国立大学法人筑波技術大学毒物及び劇物取扱要項に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 化学物質 薬品(試薬、医薬品及び化学薬品をいう。)及びそれらの混合物並びに高压ガスをいう。
ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に定める医薬品及び医薬部外品を除く。

(2) 職員 本学に勤務する全ての職員をいう。

(3) 学生 学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生等本学において修学する者をいう。

(4) 部局長 産業技術学部長、保健科学部長、障害者高等教育研究支援センター長及び事務局長をいう。

(5) 化学物質取扱者 本学において化学物質を取り扱う職員、学生及び本学に関係する全ての者をいう。

(6) リスクアセスメント 化学物質の危険性及有害性の特定、リスクの見積、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語の意義は、法令に定めるところによる。

(学長の責務)

第 3 条 学長は、本学における化学物質の管理に関する業務を総括する。

(部局長の責務)

第 4 条 部局長は、当該部局における化学物質管理について指導監督を行うとともに、その管理下にある化学物質を保管及び使用する場所について、健康障害と災害の発生の防止に必要な措置を講じなければならない。

(化学物質管理者)

第 5 条 化学物質を取り扱う部局ごとに化学物質管理者を置く。

2 化学物質管理者は、当該部局長をもって充て、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) ラベル表示及び安全データシート(Safety Data Sheet。以下「SDS」という。)に関すること

(2) 化学物質に関するリスクアセスメントの実施及びその措置に関すること

- (3) 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成及び保存に関する事
 - (4) 化学物質の自律的な管理に関わる職員への周知及び教育に関する事
 - (5) リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応に関する事
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、化学物質の管理に必要な業務に関する事
- (化学物質管理補佐者)

第6条 化学物質管理者は、必要に応じて、化学物質管理者を補佐する者として、化学物質管理補佐者を置くことができる。

2 化学物質管理補佐者は、当該部局に所属する職員の中から化学物質管理者が選任する。

3 化学物質管理補佐者は、化学物質管理者が行う業務を補佐する。

(保護具着用管理責任者)

第7条 化学物質を取り扱う部局ごとに保護具着用管理責任者を置き、化学物質管理者が選任する。

2 保護具着用管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保護具の適正な選択に関する事
- (2) 取扱者の保護具の適正な使用に関する事
- (3) 保護具の保守管理に関する事
- (4) その他保護具に関わる業務

(化学物質取扱者の責務)

第8条 化学物質取扱者は、本規程及び法令を遵守するとともに、化学物質管理者、化学物質管理補佐者及び保護具着用管理責任者（以下「化学物質管理者等」という。）等の指揮監督のもとに、化学物質について適正な管理を行わなければならない。

(化学物質の登録及び管理等)

第9条 化学物質取扱者は、教育研究上又は職務上保管及び使用する化学物質について、化学物質管理者に届出を行い、受払の状況を適宜管理するものとする。

(廃棄)

第10条 化学物質取扱者は、使用する見込みのない化学物質について、化学物質管理者に届出を行い、法令に定めるところにより速やかに廃棄しなければならない。

(移動及び譲渡)

第11条 化学物質取扱者は、研究室の移動等に伴い化学物質を移動するとき、又は職員の異動等に伴い化学物質を職員間で譲渡するときは化学物質管理者に届出を行い、事故、災害、保健衛生上の危害、盗難及び紛失を防ぐために必要な措置を講じなければならない。

(研修等)

第12条 本学は、職員に対し、化学物質の適正な取扱い及び管理に関し必要な研修等を実施するものとする。

(健康管理)

第13条 化学物質取扱者の健康管理については、国立大学法人筑波技術大学安全衛生管理規程（平成17年10月3日規程第47号）に定めるところによる。

(リスクアセスメント)

第14条 化学物質管理者は、当該部局において取り扱う化学物質について、リスクアセスメントの実

施を指導及び監督する。

- 2 化学物質取扱者は、化学物質管理者等の指揮監督のもとに、リスクアセスメントを実施しなければならない。
- 3 化学物質取扱者は、対象となる化学物質について、リスクアセスメントを年に1回実施するほか、以下に掲げる時期に実施するものとする。
 - (1) 化学物質を新規に取り扱うとき
 - (2) 取り扱う作業の方法又は手順を変更するとき
 - (3) 化学物質による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき
- 4 化学物質取扱者は、リスクアセスメントの結果を部局長に報告するとともに、化学物質管理者等の指揮監督のもとに、リスク低減措置を講ずるよう努めなければならない。

(改善命令等)

- 第15条 学長は、化学物質による安全管理上の問題若しくは健康障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、部局長に対して、化学物質の使用停止を含む改善措置を命ずることができる。
- 2 部局長は、前項による改善措置を命じられたときは、当該改善措置を遅滞なく講じなければならない。
 - 3 部局長は、前項に規定する改善措置を講じたときは、安全管理上の問題又は健康障害の生ずるおそれなくなった時点において、講じた措置内容について、学長に報告しなければならない。

(事故等発生時の措置)

- 第16条 化学物質取扱者は、化学物質による火災、爆発等又は化学物質の飛散、漏洩、流失等による健康障害若しくは環境汚染が生じ、若しくは生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を化学物質管理者に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 化学物質取扱者は、化学物質の盗難又は紛失があったときは、直ちにその旨を化学物質管理者に報告し、その指示に従わなければならない。
 - 3 化学物質管理者は、前項の報告を受けたときは、必要な措置を講じ、直ちに学長に報告するものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から実施する。

国立大学法人筑波技術大学安全衛生管理規程の一部改正について（案）

1. 改正趣旨

労働安全衛生法の改正に伴い、化学物質のリスクアセスメントの結果に基づき実施する健康診断等に関する所要の改正を行う。

2. 改正内容

- (1) リスクアセスメント対象物健康診断として、以下の健康診断を実施する。(第 28 条第 1 項第 3 号関係)
 - ① 化学物質のリスクアセスメント結果に基づき、関係職員の意見を聴き、学長が必要であると認めた場合に実施する健康診断
 - ② 職員が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施する健康診断
- (2) 上記 (1) の健康診断を実施したときは、リスクアセスメント対象物健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知する。(第 30 条第 1 項関係)
- (3) その他所要の規定の改正を行う。(別表第 2 関係)

3. 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

4. 新旧対照表

別紙のとおり

国立大学法人筑波技術大学安全衛生管理規程新旧対照表（案）

新 (略)	旧 (略)
<p>(健康診断)</p> <p>第28条 学長は、次の各号に掲げる職員の健康診断を行わなければならない。</p> <p>(1) 一般健康診断</p> <p>ア 採用時の健康診断</p> <p>イ 定期健康診断</p> <p>ウ 法令で定める特定業務従事者の健康診断</p> <p>エ 海外派遣職員の健康診断</p> <p>(2) 特殊健康診断</p> <p>ア 有害業務に従事する職員の健康診断</p> <p>イ 一定の有害業務に従事した後、配置転換した職員の健康診断</p> <p>ウ 特定の業務に従事する職員の歯科医師による健康診断</p> <p><u>(3) リスクアセスメント対象物健康診断</u></p> <p><u>ア 化学物質のリスクアセスメント結果に基づき、関係職員の意見を聴き、学長が必要であると認めた場合に実施する健康診断</u></p> <p><u>イ 職員が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施する健康診断</u></p> <p>2 前項に規定する健康診断の項目及び回数は、法令で定めるとおりとする。ただし、学長が、特に必要と認めた項目については追加することができる。</p> <p>3 学長は、第1項において行った健康診断の結果に基づき健康診断個人票を作成し、保存しなければならない。</p> <p>4 健康診断の事務に従事したものは、その業務上知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(健康診断実施後の措置)</p> <p>第30条 学長は、第28条第1項第1号<u>及び第3号</u>により行う一般健康診断<u>及びリスクアセスメント対象物健康診断</u>を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。</p>	<p>(健康診断)</p> <p>第28条 学長は、次の各号に掲げる職員の健康診断を行わなければならない。</p> <p>(1) 一般健康診断</p> <p>ア 採用時の健康診断</p> <p>イ 定期健康診断</p> <p>ウ 法令で定める特定業務従事者の健康診断</p> <p>エ 海外派遣職員の健康診断</p> <p>(2) 特殊健康診断</p> <p>ア 有害業務に従事する職員の健康診断</p> <p>イ 一定の有害業務に従事した後、配置転換した職員の健康診断</p> <p>ウ 特定の業務に従事する職員の歯科医師による健康診断</p> <p>2 前項に規定する健康診断の項目及び回数は、法令で定めるとおりとする。ただし、学長が、特に必要と認めた項目については追加することができる。</p> <p>3 学長は、第1項において行った健康診断の結果に基づき健康診断個人票を作成し、保存しなければならない。</p> <p>4 健康診断の事務に従事したものは、その業務上知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(健康診断実施後の措置)</p> <p>第30条 学長は、第28条第1項第1号により行う一般健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。</p>

新	旧																								
<p>2 学長は、第28条第1項による健康診断の結果、職員の健康を保持するため必要があると認めるときは、産業医等の医師の意見を聴き、その職員の実情を考慮して、別表第4の区分に従い、勤務場所の変更、職務の変更、時間外勤務の制限等の必要な措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表第2（第6条，第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>安全衛生管理責任者</th> <th>安全管理担当者</th> <th>衛生管理担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天久保地区</td> <td>産業技術学部長</td> <td>財務課施設係長</td> <td>総務課人事係長</td> </tr> <tr> <td>春日地区</td> <td>保健科学部長</td> <td>視覚障害系支援課<u>学生係長</u></td> <td>視覚障害系支援課<u>学生係長</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業場	安全衛生管理責任者	安全管理担当者	衛生管理担当者	天久保地区	産業技術学部長	財務課施設係長	総務課人事係長	春日地区	保健科学部長	視覚障害系支援課 <u>学生係長</u>	視覚障害系支援課 <u>学生係長</u>	<p>2 学長は、第28条第1項による健康診断の結果、職員の健康を保持するため必要があると認めるときは、産業医等の医師の意見を聴き、その職員の実情を考慮して、別表第4の区分に従い、勤務場所の変更、職務の変更、時間外勤務の制限等の必要な措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表第2（第6条，第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>安全衛生管理責任者</th> <th>安全管理担当者</th> <th>衛生管理担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天久保地区</td> <td>産業技術学部長</td> <td>財務課施設係長</td> <td>総務課人事係長</td> </tr> <tr> <td>春日地区</td> <td>保健科学部長</td> <td>視覚障害系支援課<u>総務係長</u></td> <td>視覚障害系支援課<u>総務係長</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業場	安全衛生管理責任者	安全管理担当者	衛生管理担当者	天久保地区	産業技術学部長	財務課施設係長	総務課人事係長	春日地区	保健科学部長	視覚障害系支援課 <u>総務係長</u>	視覚障害系支援課 <u>総務係長</u>
事業場	安全衛生管理責任者	安全管理担当者	衛生管理担当者																						
天久保地区	産業技術学部長	財務課施設係長	総務課人事係長																						
春日地区	保健科学部長	視覚障害系支援課 <u>学生係長</u>	視覚障害系支援課 <u>学生係長</u>																						
事業場	安全衛生管理責任者	安全管理担当者	衛生管理担当者																						
天久保地区	産業技術学部長	財務課施設係長	総務課人事係長																						
春日地区	保健科学部長	視覚障害系支援課 <u>総務係長</u>	視覚障害系支援課 <u>総務係長</u>																						

国立大学法人筑波技術大学安全衛生委員会規程の一部改正について（案）

1. 改正趣旨

労働安全衛生法の改正に伴い、委員会の調査審議事項に関する所要の改正を行う。

2. 改正内容

(1) 委員会における調査審議事項として、以下の事項を加える。(第2条関係)

- ① 職員が化学物質にばく露される程度を最小限にするために講ずる措置に関する
こと
- ② 濃度基準値設定物質について、職員がばく露される程度を濃度基準値以下とする
ために講ずる措置に関すること
- ③ 化学物質のリスクアセスメント結果に基づき、学長が必要であると認めた場合
に実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、職員が濃度基準値を超えてばく露したおそれがある
ときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

3. 施行日

令和6年4月1日

4. 新旧対照表

別紙のとおり

国立大学法人筑波技術大学安全衛生委員会規程新旧対照表（案）

新	旧
<p>(調査審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、前条の目的を遂行するため、次の事項を調査審議するとともに、学長に対して、必要な意見を提出するものとする。</p> <p>(1) 職員の危険防止及び健康障害防止の基本的な対策に関すること。</p> <p>(2) 職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策及び実施計画の作成に関すること。</p> <p>(3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(4) 安全衛生に関する規程の作成に関すること。</p> <p>(5) 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。</p> <p>(6) 新規に導入する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険及び健康障害の防止に関すること。</p> <p>(7) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。</p> <p>(8) 健康診断及びその結果に対する対策の樹立に関すること。</p> <p><u>(9) 職員が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること。</u></p> <p><u>(10) 濃度基準値設定物質について、職員がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること。</u></p> <p><u>(11) 化学物質のリスクアセスメント結果に基づき、学長が必要であると認めた場合に実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること。</u></p> <p><u>(12) 濃度基準値設定物質について、職員が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること。</u></p> <p><u>(13) 快適な職場環境の形成に関すること。</u></p> <p><u>(14) その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(調査審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、前条の目的を遂行するため、次の事項を調査審議するとともに、学長に対して、必要な意見を提出するものとする。</p> <p>(1) 職員の危険防止及び健康障害防止の基本的な対策に関すること。</p> <p>(2) 職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策及び実施計画の作成に関すること。</p> <p>(3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(4) 安全衛生に関する規程の作成に関すること。</p> <p>(5) 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。</p> <p>(6) 新規に導入する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険及び健康障害の防止に関すること。</p> <p>(7) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。</p> <p>(8) 健康診断及びその結果に対する対策の樹立に関すること。</p> <p><u>(9) 快適な職場環境の形成に関すること。</u></p> <p><u>(10) その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。</u></p> <p>(略)</p>

国立大学法人筑波技術大学ハラスメントの防止に関する規程の
一部改正について（案）

1. 改正趣旨

性犯罪・性暴力への厳正な対処や被害防止の徹底に対する社会的要請を受け、大学におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組が求められていることを踏まえ、ハラスメントの防止に関する所要の改正を行う。

2. 改正内容

- (1) この規程における用語について、以下のとおり定義する。(第2条関係)
- ① 同意のない性的な行為を強要する行為等を「性暴力等」という。
 - ② 第2条に規定するハラスメント及び性暴力等を「ハラスメント等」という。
- (2) その他所要の規定の改正を行う。(第1条から第7条、第9条から第11条関係)
- (3) 規程の名称を「国立大学法人筑波技術大学ハラスメント等の防止に関する規程」に改正する。

3. 施行日

令和6年4月1日

4. 新旧対照表

別紙のとおり

国立大学法人筑波技術大学ハラスメントの防止に関する規程新旧対照表（案）

新	旧
<p>○国立大学法人筑波技術大学ハラスメント<u>等</u>の防止に関する規程 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学職員就業規則（平成17年規則第5号）第35条及び国立大学法人筑波技術大学契約職員就業規則（平成17年規則第6号）第29条の規定に基づき、ハラスメント<u>等</u>の防止及び排除のための措置並びにハラスメント<u>等</u>に起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメント<u>等</u>の防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）における公正な雇用管理の確保、職員の利益の保護及び職員の職務能率の発揮を図るとともに、併せて職員及び学生の就労上又は修学上の適正な環境を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ハラスメント<u>等</u> 次に掲げるものをいう。 (略)</p> <p><u>カ 性暴力等 職員が他の職員、学生及び関係者に対して同意のない性的な行為を強要する行為及び「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」（令和3年法律第57号）に定める児童生徒性暴力等に該当する行為をいう。</u></p> <p>(2) ハラスメント<u>等</u>に起因する問題 ハラスメント<u>等</u>のため職員の就労上又は学生の修学上の環境が害されること及びハラスメント<u>等</u>への対応に起因して職員が就労上又は学生が修学上の不利益を受けることをいう。 (略)</p> <p>(学長の責務)</p> <p>第3条 学長は、本学におけるハラスメント<u>等</u>の防止等に関する業務を総括するとともに、ハラスメント<u>等</u>を防止及び排除する義務を負う。 (監督者の責務)</p>	<p>○国立大学法人筑波技術大学ハラスメントの防止に関する規程 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学職員就業規則（平成17年規則第5号）第35条及び国立大学法人筑波技術大学契約職員就業規則（平成17年規則第6号）第29条の規定に基づき、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）における公正な雇用管理の確保、職員の利益の保護及び職員の職務能率の発揮を図るとともに、併せて職員及び学生の就労上又は修学上の適正な環境を確保することを目的とする</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ハラスメント 次に掲げるものをいう。 (略)</p> <p>(2) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の就労上又は学生の修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員が就労上又は学生が修学上の不利益を受けることをいう。 (略)</p> <p>(学長の責務)</p> <p>第3条 学長は、本学におけるハラスメントの防止等に関する業務を総括するとともに、ハラスメントを防止及び排除する義務を負う。 (監督者の責務)</p>

新	旧
<p>第4条 職員を管理・監督する地位にある者は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメント等^{ハラスメント等}を防止及び排除する義務を負うとともに、ハラスメント等^{ハラスメント等}に起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p> <p>(1) 日常の執務を通じた指導・助言により、ハラスメント等^{ハラスメント等}に関し、職員の注意を喚起し、ハラスメント等^{ハラスメント等}に関する認識を深めさせること。</p> <p>(2) 職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント等^{ハラスメント等}又はハラスメント等^{ハラスメント等}に起因する問題が職場において生じることのないよう配慮すること。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第5条 職員は、この規程及び別に定める指針に従い、自らの言動に十分な注意を払い、ハラスメント等^{ハラスメント等}をしてはならない。</p> <p>2 職員は、ハラスメント等^{ハラスメント等}の排除に努めるとともに、ハラスメント等^{ハラスメント等}の防止等に関する業務に協力しなければならない。</p> <p>(啓発活動及び研修等)</p> <p>第6条 本学は、ハラスメント等^{ハラスメント等}の防止等のため、職員に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うものとする。</p> <p>2 本学は、ハラスメント等^{ハラスメント等}の防止等を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施するものとする</p> <p>(苦情相談窓口)</p> <p>第7条 ハラスメント等^{ハラスメント等}に関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が職員、学生及び関係者(以下「職員等」という。)からなされた場合に対応するため、苦情相談窓口を置く。</p> <p>(略)</p> <p>(人権等への配慮)</p> <p>第9条 本学は、ハラスメント等^{ハラスメント等}に関する対応にあたっては、人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。</p>	<p>第4条 職員を管理・監督する地位にある者は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントを防止及び排除する義務を負うとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p> <p>(1) 日常の執務を通じた指導・助言により、ハラスメントに関し、職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。</p> <p>(2) 職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が職場において生じることのないよう配慮すること。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第5条 職員は、この規程及び別に定める指針に従い、自らの言動に十分な注意を払い、ハラスメントをしてはならない。</p> <p>2 職員は、ハラスメントの排除に努めるとともに、ハラスメントの防止等に関する業務に協力しなければならない</p> <p>(啓発活動及び研修等)</p> <p>第6条 本学は、ハラスメントの防止等のため、職員に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うものとする。</p> <p>2 本学は、ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施するものとする</p> <p>(苦情相談窓口)</p> <p>第7条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が職員、学生及び関係者(以下「職員等」という。)からなされた場合に対応するため、苦情相談窓口を置く。</p> <p>(略)</p> <p>(人権等への配慮)</p> <p>第9条 本学は、ハラスメントに関する対応にあたっては、人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。</p>

新	旧
<p>(不利益取扱いの禁止)</p> <p>第10条 本学は、ハラスメント<u>等</u>に対する苦情相談、当該苦情に係る調査への協力、その他ハラスメント<u>等</u>に関して正当な対応をした職員等に対し、そのことをもって、不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、ハラスメント<u>等</u>の防止等に関し、必要な事項は別に定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(不利益取扱いの禁止)</p> <p>第10条 本学は、ハラスメントに対する苦情相談、当該苦情に係る調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員等に対し、そのことをもって、不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し、必要な事項は別に定めるものとする。</p> <p>(略)</p>

国立大学法人筑波技術大学職員懲戒規程の一部改正について（案）

1. 改正趣旨

性犯罪・性暴力への厳正な対処や被害防止の徹底に対する社会的要請を受け、セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の行為者に対する厳正な処分及び再発防止の徹底が求められていることを踏まえ、職員の懲戒に係る所要の改正を行う。

2. 改正内容

- (1) 懲戒処分の量定について、別表の標準例に基づき、個別の事案の内容を考慮して決定するものとする。(第12条第1項、別表関係)
- (2) 標準例に掲げられていない行為について、標準例を参考として懲戒処分を行うことができるものとする。(第12条第2項関係)
- (3) 懲戒処分の公表について、次のいずれかに該当する場合は公表の対象とする。(第16条第1項関係)
 - ① 職務遂行上の行為又は職務に関連する行為に関する懲戒処分
 - ② 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨退職、停職である懲戒処分
- (4) 公表する内容について、事案の概要、処分量定、処分年月日、被処分者の所属及び職位等のうち、個人が識別されない内容のものとする。

ただし、研究活動上の不正行為に関して別に定める場合や、被害者又は関係者のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、この限りではない。(第16条第2項、第3項関係)
- (5) 公表する時期について、軽微な事案を除き、懲戒処分発令後、速やかに行うものとする。(第16条第4項関係)
- (6) 公表する方法について、原則として報道機関への資料配付及び大学ホームページへの掲載により行うものとする。(第16条第5項関係)
- (7) その他所要の規定の改正を行う。(第13条から第15条、別記様式関係)

3. 施行日

令和6年4月1日

4. 新旧対照表

別紙のとおり

国立大学法人筑波技術大学職員懲戒規程新旧対照表（案）

新	旧
<p>(略)</p> <p>(審査の手続き)</p>	<p>(略)</p> <p>(審査の手続き)</p>
<p>第8条 評議会は、第2条第1項の審査を行うに当たっては、当該教育職員に対し、審査の事由を記載した審査説明書を別記様式第1により作成し、交付しなければならない。</p>	<p>第8条 評議会は、第2条第1項の審査を行うに当たっては、当該教育職員に対し、審査の事由を記載した審査説明書を別記様式第1により作成し、交付しなければならない</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>(懲戒処分の量定の標準例)</u></p> <p><u>第12条 懲戒処分は、別表の標準例に掲げる非違行為に対応する懲戒処分の種類によるものとする。ただし、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる以外の種類の懲戒処分を行うことができるものとする。</u></p>	
<p><u>2 標準例に掲げられていない非違行為についても、標準例に掲げる取扱いを参考とし、懲戒処分とすることができるものとする。</u></p>	
<p>(懲戒処分書の交付)</p>	<p>(懲戒処分書の交付)</p>
<p>第13条 懲戒処分は、学長が職員に懲戒処分書を交付して行わなければならない。</p>	<p>第12条 懲戒処分は、学長が職員に懲戒処分書を交付して行わなければならない。</p>
<p>2 懲戒処分書の様式は、別記様式第2のとおりとする。</p>	<p>2 懲戒処分書の様式は、別記様式第2のとおりとする。</p>
<p>(処分説明書)</p>	<p>(処分説明書)</p>
<p>第14条 懲戒処分に当たっては、懲戒処分書のほか処分説明書を併せて交付するものとする。</p>	<p>第13条 懲戒処分に当たっては、懲戒処分書のほか処分説明書を併せて交付するものとする。</p>
<p>2 処分説明書の様式は、別記様式第3のとおりとする。</p>	<p>2 処分説明書の様式は、別記様式第3のとおりとする。</p>
<p>(懲戒処分の効力)</p>	<p>(懲戒処分の効力)</p>
<p>第15条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を職員に交付したときに発生するものとする。</p>	<p>第14条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を職員に交付したときに発生するものとする。</p>
<p>2 前項の文書の交付は、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合において、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに文書の交付があったものとみなす。</p>	<p>2 前項の文書の交付は、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合において、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに文書の交付があったものとみなす。</p>

新	旧
<p><u>(懲戒処分の公表)</u></p> <p><u>第16条 次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に関する懲戒処分</u></p> <p><u>(2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨退職又は停職である懲戒処分</u></p> <p><u>2 公表する内容は、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、職位等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとする</u>ことを基本とする。ただし、<u>国立大学法人筑波技術大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規則（平成27年規則第7号）第34条の規定に基づき公表する場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>3 被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等前2項によることが適当でないと認められる場合は、前2項にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないものとする。</u></p> <p><u>4 公表の時期は、懲戒処分発令後、速やかに行うものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごと一括して公表することも差し支えないものとする。</u></p> <p><u>5 公表の方法は、原則として、報道機関への資料配付及び大学ホームページへの掲載により行う。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	

新	旧																																								
別記様式第1（第8条関係） 審 査 説 明 書	別記様式第1（第8条関係） 審 査 説 明 書																																								
<table border="1"> <tr> <td>(氏 名)</td> <td>(所 属)</td> </tr> <tr> <td>(職 名)</td> <td>(級及び号俸)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(審査の事由)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="2">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="2">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="2">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会は、上記のとおり、国立大学法人筑波技術大学職員懲戒規程第2条の規定に基づき審査を行うことを決定したので、この審査説明書を交付する。</p> <p style="text-align: right;">国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会議長 印</p> </td> </tr> <tr> <td>(決定日付) <u> </u>年<u> </u>月<u> </u>日</td> <td>(交付日付) <u> </u>年<u> </u>月<u> </u>日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(教 示) 国立大学法人筑波技術大学職員懲戒規程第8条第2項により、この審査説明書を受領した後14日以内に、国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会に対して請求をした場合は、口頭又は書面で陳述する機会が与えられます。</td> </tr> </table>	(氏 名)	(所 属)	(職 名)	(級及び号俸)	(審査の事由)		-----		-----		-----		-----		<p>国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会は、上記のとおり、国立大学法人筑波技術大学職員懲戒規程第2条の規定に基づき審査を行うことを決定したので、この審査説明書を交付する。</p> <p style="text-align: right;">国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会議長 印</p>		(決定日付) <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	(交付日付) <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	(教 示) 国立大学法人筑波技術大学職員懲戒規程第8条第2項により、この審査説明書を受領した後14日以内に、国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会に対して請求をした場合は、口頭又は書面で陳述する機会が与えられます。		<table border="1"> <tr> <td>(氏 名)</td> <td>(所 属)</td> </tr> <tr> <td>(職 名)</td> <td>(級及び号俸)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(審査の事由)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="2">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="2">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="2">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会は、上記のとおり、国立大学法人筑波技術大学職員懲戒規程第2条の規定に基づき審査を行うことを決定したので、この審査説明書を交付する。</p> <p style="text-align: right;">国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会議長 印</p> </td> </tr> <tr> <td>(決定日付) <u>平成</u>年<u> </u>月<u> </u>日</td> <td>(交付日付) <u>平成</u>年<u> </u>月<u> </u>日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(教 示) 国立大学法人筑波技術大学職員懲戒規程第8条第2項により、この審査説明書を受領した後14日以内に、国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会に対して請求をした場合は、口頭又は書面で陳述する機会が与えられます。</td> </tr> </table>	(氏 名)	(所 属)	(職 名)	(級及び号俸)	(審査の事由)		-----		-----		-----		-----		<p>国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会は、上記のとおり、国立大学法人筑波技術大学職員懲戒規程第2条の規定に基づき審査を行うことを決定したので、この審査説明書を交付する。</p> <p style="text-align: right;">国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会議長 印</p>		(決定日付) <u>平成</u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	(交付日付) <u>平成</u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	(教 示) 国立大学法人筑波技術大学職員懲戒規程第8条第2項により、この審査説明書を受領した後14日以内に、国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会に対して請求をした場合は、口頭又は書面で陳述する機会が与えられます。	
(氏 名)	(所 属)																																								
(職 名)	(級及び号俸)																																								
(審査の事由)																																									

<p>国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会は、上記のとおり、国立大学法人筑波技術大学職員懲戒規程第2条の規定に基づき審査を行うことを決定したので、この審査説明書を交付する。</p> <p style="text-align: right;">国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会議長 印</p>																																									
(決定日付) <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	(交付日付) <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日																																								
(教 示) 国立大学法人筑波技術大学職員懲戒規程第8条第2項により、この審査説明書を受領した後14日以内に、国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会に対して請求をした場合は、口頭又は書面で陳述する機会が与えられます。																																									
(氏 名)	(所 属)																																								
(職 名)	(級及び号俸)																																								
(審査の事由)																																									

<p>国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会は、上記のとおり、国立大学法人筑波技術大学職員懲戒規程第2条の規定に基づき審査を行うことを決定したので、この審査説明書を交付する。</p> <p style="text-align: right;">国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会議長 印</p>																																									
(決定日付) <u>平成</u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	(交付日付) <u>平成</u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日																																								
(教 示) 国立大学法人筑波技術大学職員懲戒規程第8条第2項により、この審査説明書を受領した後14日以内に、国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会に対して請求をした場合は、口頭又は書面で陳述する機会が与えられます。																																									

新

別記様式第2 (第13条関係)

懲戒処分書

(氏名)	(現職名及び職務の級)
(処分の内容)	
<p>※記入例 国立大学法人筑波技術大学〇〇就業規則(平成〇年法人規則第〇号)第〇条第〇号の規定により、懲戒処分として〇〇〇〇する。</p>	
(発令日付) <u> 年 月 日</u>	(交付日付) <u> 年 月 日</u>
国立大学法人筑波技術大学長 印	

旧

別記様式第2 (第12条関係)

懲戒処分書

(氏名)	(現職名及び職務の級)
(処分の内容)	
<p>※記入例 国立大学法人筑波技術大学〇〇就業規則(平成〇年法人規則第〇号)第〇条第〇号の規定により、懲戒処分として〇〇〇〇する。</p>	
(発令日付) <u>平成 年 月 日</u>	(交付日付) <u>平成 年 月 日</u>
国立大学法人筑波技術大学長 印	

新

別記様式第3 (第14条関係)

処 分 説 明 書

1. 処分者		
国立大学法人筑波技術大学長		
		氏 名 印
2. 被処分者		
所 属	氏 名 (ふりがな)	
職 名)	級及び号俸	
3. 処分の内容		
処分発令日 年 月 日	処分効力発生日 年 月 日	処分説明書交付日 年 月 日
根拠規定	処分の種類及び程度	
処分の理由.....		

旧

別記様式第3 (第13条関係)

処 分 説 明 書

1. 処分者		
国立大学法人筑波技術大学長		
		氏 名 印
2. 被処分者		
所 属	氏 名 (ふりがな)	
職 名)	級及び号俸	
3. 処分の内容		
処分発令日 平成 年 月 日	処分効力発生日 平成 年 月 日	処分説明書交付日 平成 年 月 日
根拠規定	処分の種類及び程度	
処分の理由.....		

新

旧

別表 標準例（第12条関係）

1 一般服務関係

事由	懲戒 解雇	諭旨 退職	停職	減給	戒告
<u>(1) 欠勤</u>					
<u>ア 正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いたとき</u>				●	●
<u>イ 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた場合</u>			●	●	
<u>ウ 正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠いた場合</u>	●	●	●		
<u>(2) 遅刻・早退</u>					
<u>勤務時間の初め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合</u>					●
<u>(3) 休暇の虚偽申請</u>					
<u>病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした場合</u>				●	●
<u>(4) 勤務態度不良</u>					
<u>勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、大学の業務の運営に支障を生じさせた場合</u>				●	●
<u>(5) 職場内秩序を乱す行為</u>					
<u>ア 暴行により職場の秩序を乱した場合</u>			●	●	
<u>イ 暴言により職場の秩序を乱した場合</u>				●	●
<u>(6) 虚偽報告</u>					
<u>ア 事実を捏造して虚偽の報告を行った場合</u>				●	●
<u>イ 重大な経歴詐称を行った場合</u>	●	●	●		
<u>(7) 秘密漏えい</u>					

新						旧					
<u>ア 職務上知ることのできた秘密を漏らし、大学の業務の運営に重大な支障を生じさせた場合</u>						●	●	●			
<u>イ アの場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合</u>						●					
<u>ウ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏れいし、大学の業務の運営に重大な支障を生じさせた場合</u>								●	●	●	
<u>(8) 兼業の承認等を得る手続きを怠った場合</u>									●	●	
<u>(9) 入札談合等に関する行為</u>											
<u>法人が入札等により行う契約の締結に際し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害する行為を行った場合</u>						●	●	●			
<u>(10) 個人の秘密情報の目的外収集</u>									●	●	
<u>その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合</u>									●	●	
<u>(11) 法人文書の不適正な取扱い</u>											
<u>ア 法人文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の法人文書を作成し、又は法人文書を毀棄した場合</u>						●	●	●			
<u>イ 決裁文書を改ざんした場合</u>						●	●	●			
<u>ウ 法人文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、大学の業務の運営に重大な支障を生じさせた場合</u>								●	●	●	
<u>(12) ハラスメント行為（セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、その他のハラスメント及び性暴力等を行うことをいう。）</u>											

新						旧
ア <u>暴行若しくは脅迫を用いてハラスメント行為をし、又は修学・就労上の地位や人間関係などの優位性に基づく影響力を用いることによりハラスメント行為をした場合</u>	●	●	●			
イ <u>繰り返しハラスメント行為をした場合</u>			●	●		
ウ <u>上記イの場合において、ハラスメント行為を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき</u>	●	●	●			
エ <u>上記ア及びイに至らない程度のハラスメント行為をした場合</u>				●	●	
<u>(13) 研究活動に係る不正行為</u>						
国立大学法人筑波技術大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規則（平成 27 年規則第 7 号）第 2 条に規定する研究活動上の不正行為を行った場合	●	●	●	●	●	
<u>(14) 倫理規程違反行為</u>						
ア <u>国立大学法人筑波技術大学職員倫理規程（平成 17 年規則第 54 号）に規定する禁止行為を行った場合</u>	●	●	●	●	●	
イ <u>倫理監督者の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演・著述・編さん等をした場合</u>				●	●	
ウ <u>贈与報告書を提出しない場合</u>					●	
エ <u>虚偽の事項を記載した贈与等報告書を提出した場合</u>				●	●	
<p><u>(注) 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮のうえ判断する。</u></p>						

新

旧

2 資金物品取扱い関係

事 由	懲 戒 解 雇	諭 旨 退 職	停 職	減 給	戒 告
(1) 横領					
大学の業務運営のための資金（以下「資金」という。）又は大学の所有にかかる物品（以下「物品」という。）を横領した場合	●				
(2) 窃取					
資金又は物品を窃盗した場合	●				
(3) 詐取					
人を欺いて資金又は物品を交付させた場合	●				
(4) 紛失					
資金又は物品を紛失した場合					●
(5) 盗難					
重大な過失により資金又は物品の盗難に遭った場合					●
(6) 物品損壊					
故意に職場において物品を損壊した場合				●	●
(7) 出火・爆発					
過失により職場において物品の出火、爆発を引き起こした場合					●
(8) 諸給与の違反支払・不適正受給					
故意に諸規則に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合				●	●
(9) 資金物品処理不適正					
自己保管中の資金の流用等資金又は物品の不適正な処理をした場合				●	●

新

旧

(10) コンピュータの不適正使用

<u>職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、大学の業務の運営に支障を生じさせた場合</u>				●	●
---	--	--	--	---	---

3 業務外非行関係

事 由	懲 戒 解 雇	諭 旨 退 職	停 職	減 給	戒 告
<u>(1) 放火</u>	●				
<u>(2) 殺人</u>	●				
<u>(3) 傷害</u>			●	●	
<u>(4) 暴行・けんか</u>					
<u>暴行を加え、又はけんかをした場合において、人を傷害するに至らなかったとき</u>				●	●
<u>(5) 器物損壊</u>					
<u>故意に他人の物を損壊した場合</u>				●	●
<u>(6) 横領</u>					
<u>自己の占有する他人の物（資金及び物品を除く。）を横領した場合</u>	●	●	●		
<u>イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した場合</u>				●	●
<u>(7) 窃盗・強盗</u>					
<u>ア 他人の財物を窃取した場合</u>	●	●	●		
<u>イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合</u>	●				
<u>(8) 詐欺・恐喝</u>					
<u>人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合</u>	●	●	●		

新						旧						
<u>(9) 賭博</u>												
<u>ア 賭博をした場合</u>										●	●	
<u>イ 常習として賭博をした場合</u>								●				
<u>(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用</u>												
<u>麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした場合</u>						●						
<u>(11) 酩酊による粗野な言動等</u>												
<u>酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合</u>										●	●	
<u>(12) 淫行</u>												
<u>18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合</u>						●	●	●				
<u>(13) 痴漢行為</u>												
<u>公共の乗物等において痴漢行為をした場合</u>						●	●	●	●			
<u>(14) 盗撮行為</u>												
<u>公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合</u>						●	●	●	●			
<u>4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反</u>												
<u>事 由</u>						<u>懲戒解雇</u>	<u>諭旨退職</u>	<u>停職</u>	<u>減給</u>	<u>戒告</u>		
<u>(1) 飲酒運転</u>												
<u>ア 酒酔い運転をした場合</u>						●	●	●				

新						旧					
<u>イ 酒酔い運転で人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた場合</u>	●										
<u>ウ 酒気帯び運転をした場合</u>	●	●	●	●							
<u>エ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた場合</u>	●	●	●								
<u>オ 上記エの場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をしたとき</u>	●										
<u>カ 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた場合又は職員の飲酒を知らずながら当該職員が運転する車両に同乗した場合</u>	●	●	●	●	●						
<u>(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）</u>											
<u>ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合</u>	●	●	●	●							
<u>イ 上記アの場合において、措置義務違反をしたとき</u>	●	●	●								
<u>ウ 人に傷害を負わせた場合</u>				●	●						
<u>エ 上記ウの場合において、措置義務違反をしたとき</u>			●	●							
<u>(3) 飲酒運転以外の交通法規違反</u>											
<u>ア 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合</u>			●	●	●						
<u>イ 上記アにおいて、物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をしたとき</u>			●	●							
<u>(注) 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ判断する。</u>											

新

旧

5 監督責任関係

事 由	懲 戒 解 雇	諭 旨 退 職	停 職	減 給	戒 告
(1) 指導監督不適正					
<u>部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適性を欠いていた場合</u>				●	●
(2) 非行の隠ぺい、黙認					
<u>部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合</u>			●	●	

国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部改正について（案）

1. 改正趣旨

令和 5 年 8 月の人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の改正を踏まえ、職員給与規程について所要の改正を行う。

2. 改正内容

- (1) 令和 5 年 1 2 月期に 0.05 月分引き上げた期末勤勉手当の支給割合について、令和 6 年から 6 月期及び 1 2 月期で平準化する。(第 3 5 条第 2 項、第 3 6 条第 2 項関係)

区 分	6 月期	12 月期	年 間
勤勉手当	1.025 月(現行 1.00 月)	1.025 月(現行 1.05 月)	2.05 月
	※1.225 月(現行 1.20 月)	※1.225 月(現行 1.25 月)	※2.45 月
期末手当	1.225 月(現行 1.20 月)	1.225 月(現行 1.25 月)	2.45 月
	※1.025 月(現行 1.00 月)	※1.025 月(現行 1.05 月)	※2.05 月

※は特定幹部職員の支給月数

- (2) その他所要の改正を行う。(第 3 4 条の 3 関係)

3. 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

4. 新旧対照表

別紙のとおり

国立大学法人筑波技術大学職員給与規程新旧対照表（案）

新 (略)	旧 (略)
<p>(入試手当)</p> <p>第34条の3 入試手当は、別表第9に掲げる<u>大学入学共通テスト</u>の当日業務に従事した教育職員に対して支給する。</p> <p>(略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第36条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第24条に該当して解雇され、又は死亡した職員（第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条から第36条までにおいて同じ。）において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給及び俸給の調整額に算出率を乗じて得た額。以下この条及び次条において同じ。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、次の表（1）に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）に定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、その額に、同表の区分に応じ、俸給に同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、100分の<u>122.5</u>を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、100分の<u>102.5</u>を乗</p>	<p>(入試手当)</p> <p>第34条の3 入試手当は、別表第9に掲げる<u>大学入試センター試験</u>の当日業務に従事した教育職員に対して支給する。</p> <p>(略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第36条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第24条に該当して解雇され、又は死亡した職員（第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条から第36条までにおいて同じ。）において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給及び俸給の調整額に算出率を乗じて得た額。以下この条及び次条において同じ。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、次の表（1）に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）に定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、その額に、同表の区分に応じ、俸給に同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、100分の<u>125</u>を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、100分の<u>105</u>を乗じて得た</p>

新	旧
<p>じて得た額)に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第36条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第24条に該当して解雇され、又は死亡した職員(前条第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額合計額に、役職段階別加算額(特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の<u>102.5</u>(特定幹部職員にあっては、100分の<u>122.5</u>)を乗じて得た額の総額の範囲内とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>額)に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第36条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第24条に該当して解雇され、又は死亡した職員(前条第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額合計額に、役職段階別加算額(特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の<u>105</u>(特定幹部職員にあっては、100分の<u>125</u>)を乗じて得た額の総額の範囲内とする。</p> <p>(略)</p>

国立大学法人筑波技術大学役員報酬規程の一部改正について（案）

1. 改正趣旨

令和5年8月の人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の改正を踏まえ、役員報酬規程について所要の改正を行う。

2. 改正内容

令和5年12月期に0.10月分引き上げた期末特別手当の支給割合について、令和6年度から6月期も含めた割合に平準化する。（第8条第2項関係）

区 分	6月期	12月期	年間
期末特別手当	1.70月（現行1.65月）	1.70月（現行1.75月）	3.40月

3. 施行日

令和6年4月1日

4. 新旧対照表

別紙のとおり

国立大学法人筑波技術大学役員報酬規程新旧対照表（案）

新	旧
<p>(略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ学長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給の月額(本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額)に、当該本給の月額に100分の45を乗じて得た額を加えた合計額を基礎として、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ学長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給の月額(本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額)に、当該本給の月額に100分の45を乗じて得た額を加えた合計額を基礎として、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p>

国立大学法人筑波技術大学職員の勤務時間・休日・休暇に関する規程の
一部改正について（案）

1. 改正趣旨

職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、職員の休暇に係る所要の改正を行う。

2. 改正内容

- (1) 勤務時間を取り扱う際の起算日を定める。(第13条、第14関係)
- (2) 年次休暇の日数のうち5日を超える部分について、計画的に取得することを定める。(第17条の2関係)

3. 施行日

令和6年4月1日

4. 新旧対照表

別紙のとおり

国立大学法人筑波技術大学職員の勤務時間・休日・休暇に関する規程新旧対照表（案）

新 (略)	旧 (略)
<p>(休日)</p> <p>第13条 職員の休日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日，土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)</p> <p>(3) 12月29日から1月3日まで(祝日法による休日を除く。)</p> <p>2 前項第1号の休日のうち日曜日を法定休日とする。</p> <p><u>3 一週間は、土曜日から起算する。</u></p> <p>(休日の振替)</p> <p>第14条 学長は、前条に規定する休日に業務上の必要により勤務を命じる場合には、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えることができる。</p> <p><u>2 第1項の規定にかかわらず、第6条の変形労働時間制をとる場合には当該期間の中で休日の振替を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第16条 年次休暇は、一の年(1月1日から12月31日までの一暦年)における休暇とし、その日数は、一の年において次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数(以下「基本日数」という。)とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(年次休暇の届出)</p> <p>第17条 年次休暇は、職員の届け出た時季に与えるものとする。ただし、学長が職員の届け出た時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認められた場合には、他の時季に与えることがあるものとする。</p> <p>2 職員は、年次休暇を取得する場合には、学長に対し、あらかじめ休</p>	<p>(休日)</p> <p>第13条 職員の休日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日，土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)</p> <p>(3) 12月29日から1月3日まで(祝日法による休日を除く。)</p> <p>2 前項第1号の休日のうち日曜日を法定休日とする。</p> <p>(休日の振替)</p> <p>第14条 学長は、前条に規定する休日に業務上の必要により勤務を命じる場合には、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えることができる。</p> <p><u>2 休日の振替を行う場合において、当該週とは土曜日を起算日とする1週間とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、第6条の変形労働時間制をとる場合には当該期間の中で休日の振替を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第16条 年次休暇は、一の年(1月1日から12月31日までの一暦年)における休暇とし、その日数は、一の年において次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数(以下「基本日数」という。)とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(年次休暇の届出)</p> <p>第17条 年次休暇は、職員の届け出た時季に与えるものとする。ただし、学長が職員の届け出た時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認められた場合には、他の時季に与えることがあるものとする。</p> <p>2 職員は、年次休暇を取得する場合には、学長に対し、あらかじめ休</p>

新	旧
<p>暇を願い出なければならない。ただし、やむを得ない事由によってあらかじめ休暇を願い出ることが困難であったことを上司が認めるときは、職員は速やかにその事由を付して休暇を願い出ることができる。</p> <p><u>(年次休暇の計画的取得時季指定)</u></p> <p><u>第17条の2 前条の規定にかかわらず、年次休暇の日数のうち5日を超える部分について、年次休暇を計画的に取得すること（以下「計画年休」という。）について、本学の職員の過半数を代表する者と労使協定を締結した場合は、当該労使協定に基づく時季に年次休暇を与えることができる。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、計画年休に関し必要な事項は、労使協定の定めるところによる。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>暇を願い出なければならない。ただし、やむを得ない事由によってあらかじめ休暇を願い出ることが困難であったことを上司が認めるときは、職員は速やかにその事由を付して休暇を願い出ることができる。</p> <p>(略)</p>

国立大学法人筑波技術大学契約職員就業規則の一部改正について（案）

1. 改正趣旨

契約職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、契約職員の就業に係る所要の改正を行う。

2. 改正内容

- (1) 勤務時間を取り扱う際の起算日を定める。(第39条、第40条関係)
- (2) 年次休暇の日数のうち5日を超える部分について、計画的に取得することを定める。(第41条の2関係)
- (3) 懲戒の事由について、職員懲戒規程において量定の標準例として定める事由を削除する。(第51条関係)
- (4) その他所要の規定の改正を行う。(第29条関係)

3. 施行日

令和6年4月1日

4. 新旧対照表

別紙のとおり

国立大学法人筑波技術大学契約職員就業規則新旧対照表（案）

新	旧
(略)	(略)
(ハラスメントに関する措置)	(ハラスメントに関する措置)
第29条 ハラスメントの防止等に関する措置は、別に定める国立大学法人筑波技術大学ハラスメント <u>等</u> の防止等に関する規程(平成17年規程第55号)による。	第29条 ハラスメントの防止等に関する措置は、別に定める国立大学法人筑波技術大学ハラスメント等の防止等に関する規程(平成17年規程第55号)による。
(略)	(略)
(休日)	(休日)
第39条 契約職員の休日は、次のとおりとする。ただし、個別の労働条件通知書により別の定めをした場合には、その定めによる。	第39条 契約職員の休日は、次のとおりとする。ただし、個別の労働条件通知書により別の定めをした場合には、その定めによる。
(1) 土曜日、日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。) (3) 12月29日から1月3日まで(祝日法による休日を除く。) (4) 前号の他、個別に定めた日	(1) 土曜日、日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。) (3) 12月29日から1月3日まで(祝日法による休日を除く。) (4) 前号の他、個別に定めた日
2 前項第1号の休日のうち日曜日を法定休日とする。	2 前項第1号の休日のうち日曜日を法定休日とする。
<u>3 一週間は、土曜日から起算する。</u>	
(休日の振替)	(休日の振替)
第40条 学長は、前条に規定する休日に業務上の必要により勤務を命じる場合には、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えることができる。	第40条 学長は、前条に規定する休日に業務上の必要により勤務を命じる場合には、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えることができる。
(略)	<u>2 休日の振替を行う場合において、当該週とは土曜日を起算日とする1週間とする。</u>
(略)	(略)
(年次有給休暇)	(年次有給休暇)
第41条 年次有給休暇を与える契約職員の要件及びその日数は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。	第41条 年次有給休暇を与える契約職員の要件及びその日数は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。
(1) 契約職員が、採用の日から6ヶ月継続勤務し全勤務日の8割以上勤務し、又は採用の日から1年6ヶ月以上継続して勤務し6月経過日	(1) 契約職員が、採用の日から6ヶ月継続勤務し全勤務日の8割以上勤務し、又は採用の日から1年6ヶ月以上継続して勤務し6月経過日から起

新	旧
<p>から起算してそれぞれ1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合、それぞれ次の1年間において、次の表の左欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる継続勤務期間の区分ごとに定める日数</p>	<p>算してそれぞれ1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合、それぞれ次の1年間において、次の表の左欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる継続勤務期間の区分ごとに定める日数</p>
(略)	(略)
<p>(2) 年次有給休暇は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。</p> <p>(3) 年次休暇は、1日、半日又は1時間を単位として取得することができる。</p> <p>(4) 前号の1時間を単位として取得できる日数は5日以内とし、1日の年次休暇に相当する時間数は、第31条により定める勤務時間を基に学長が定める。</p>	<p>(2) 年次有給休暇は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。</p> <p>(3) 年次休暇は、1日、半日又は1時間を単位として取得することができる。</p> <p>(4) 前号の1時間を単位として取得できる日数は5日以内とし、1日の年次休暇に相当する時間数は、第31条により定める勤務時間を基に学長が定める。</p>
<u>(年次休暇の計画的取得時季指定)</u>	
<p><u>第41条の2 前条の規定にかかわらず、年次休暇の日数のうち5日を超える部分について、年次休暇を計画的に取得すること（以下「計画年休」という。）について、本学の職員の過半数を代表する者と労使協定を締結した場合は、当該労使協定に基づく時季に年次休暇を与えることができる。</u></p>	
<p><u>2 前項に定めるもののほか、計画年休に関し必要な事項は、労使協定の定めるところによる。</u></p>	
(略)	(略)
(懲戒の事由)	(懲戒の事由)
<p>第51条 学長は、次の各号の一に該当するときは、所定の手続きのうえ、懲戒処分を行う。</p>	<p>第51条 学長は、次の各号の一に該当するときは、所定の手続きのうえ、懲戒処分を行う。</p>
<p><u>(1) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えたとき。</u></p> <p><u>(2) 本学の名誉若しくは信用を著しく傷つけたとき。</u></p>	<p><u>(1) 正当な理由なく無断欠勤が2週間以上に及ぶとき。</u></p> <p><u>(2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠った場合</u></p> <p><u>(3) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えたとき。</u></p> <p><u>(4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があったとき。</u></p> <p><u>(5) 本学の名誉若しくは信用を著しく傷つけたとき。</u></p>

新	旧
<p><u>(3)</u> 素行不良で本学の秩序又は風紀を乱したとき。</p> <p><u>(4)</u> 第27条の遵守事項に違反をしたとき。</p> <p><u>(5)</u> その他，法令及びこの規則その他の学内規則等に違反し，又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は，令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>(6)</u> 素行不良で本学の秩序又は風紀を乱したとき。</p> <p><u>(7) 重大な経歴詐称をしたとき。</u></p> <p><u>(8)</u> 第27条の遵守事項に違反をしたとき。</p> <p><u>(9)</u> その他，法令及びこの規則その他の学内規則等に違反し，又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。 (略)</p>

国立大学法人筑波技術大学職員就業規則の一部改正について（案）

1. 改正趣旨

国立大学法人筑波技術大学職員懲戒規程の改正を踏まえ、職員の就業に係る所要の改正を行う。

2. 改正内容

- (1) 懲戒の事由について、職員懲戒規程において量定の標準例として定める事由を削除する。(第43条関係)
- (2) その他所要の規定の改正を行う。(第35条関係)

3. 施行日

令和6年4月1日

4. 新旧対照表

別紙のとおり

国立大学法人筑波技術大学職員就業規則新旧対照表（案）

新 (略)	旧 (略)
<p>(ハラスメントに関する措置)</p> <p>第35条 ハラスメントの防止等に関する措置は、別に定める国立大学法人筑波技術大学ハラスメント<u>等</u>の防止等に関する規程(平成17年規程第55号)による。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(懲戒の事由)</p> <p>第43条 学長は、次の各号の一に該当するときは、所定の手続きのうえ、懲戒処分を行う。</p> <p><u>(1)</u> 故意又は重大な過失により本学に損害を与えたとき。</p> <p><u>(2)</u> 本学の名誉若しくは信用を著しく傷つけたとき。</p> <p><u>(3)</u> 素行不良で本学の秩序又は風紀を乱したとき。</p> <p><u>(4)</u> 第33条の遵守事項に違反をしたとき。</p> <p><u>(5)</u> その他、法令及びこの規則その他の本学規則等に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(ハラスメントに関する措置)</p> <p>第35条 ハラスメントの防止等に関する措置は、別に定める国立大学法人筑波技術大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成17年規程第55号)による。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(懲戒の事由)</p> <p>第43条 学長は、次の各号の一に該当するときは、所定の手続きのうえ、懲戒処分を行う。</p> <p><u>(1) 正当な理由なく無断欠勤が2週間以上に及ぶとき。</u></p> <p><u>(2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠った場合</u></p> <p><u>(3)</u> 故意又は重大な過失により本学に損害を与えたとき。</p> <p><u>(4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があったとき。</u></p> <p><u>(5)</u> 本学の名誉若しくは信用を著しく傷つけたとき。</p> <p><u>(6)</u> 素行不良で本学の秩序又は風紀を乱したとき。</p> <p><u>(7) 重大な経歴詐称をしたとき。</u></p> <p><u>(8)</u> 第33条の遵守事項に違反をしたとき。</p> <p><u>(9)</u> その他、法令及びこの規則その他の本学規則等に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

国立大学法人筑波技術大学履修規程の一部改正について

1. 改正理由

教科に関する専門的事項に関する科目の科目区分数が多い教科につき、科目区分の統合等を行うため、教育職員免許法施行規則が一部改正（令和6年4月1日施行）されることに伴い、履修規程の一部改正を行う。

2. 主な改正内容

履修規程の別表第5「教科及び教科の指導法に関する科目」における、産業情報学科・情報システム学科開設の高校一種「情報」について、科目区分等を改正する。

また、別表第1「(4)保健学科理学療法学専攻」における卒業所要単位数の記載に誤りがあったため、併せて修正を行う。

3. 施行日等

令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学者については、改正後の規定に関わらず、なお従前の例による。

4. 新旧対照表等

別添のとおり

5. 審議等日程

R6年 1月31日（火）	教務委員会（別表第1）
R6年 2月21日（水）	教職課程委員会（別表第5）
R6年 2月21日（水） ～22日（木）	教務委員会（別表第5メール審議）
R6年 2月末	決裁による改正【済】 文部科学省へ変更届を提出【済】

※教育研究評議会等の審議は省略（規則等の制定改廃に関する規程第10条-5に該当）

別表第5(第3条関係)
教科及び教科の指導法に関する科目

(略)

高等学校一種(情報)〔産業情報学科開設〕

教育職員免許法規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目					
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	科目名	授業方法	単位数	免許取得のための必修・選択の別	履修年次	最低修得単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	情報社会(職業に関する内容を含む。)-情報倫理	1以上	コミュニケーションと社会環境	講義	2	選択	1	4
			情報科学特別講義	講義	2	必修	3	
			企業と社会	講義	2	必修	1	
			インターシシップ	実習	2	選択	3	
	コンピュータ及び情報処理(実習を含む。)	1以上	プログラミング演習1	演習	2	必修	2	9
			プログラミング演習2	演習	2	必修	2	
			プログラミング応用演習	演習	2	選択	3	
			ソフトウェア工学・演習1	講義・演習	3	必修	2	
			ソフトウェア工学・演習2	講義・演習	3	選択	3	
			アルゴリズムとデータ構造	講義	2	選択	2	
			オペレーティングシステム論	講義	2	選択	3	
			プログラムパラダイム論	講義	2	選択	4	
			人工知能論	講義	2	選択	3	
			コンピュータシステム概論	講義	2	必修	1	
			コンピュータ・アーキテクチャ	講義	2	選択	3	
			信号処理・演習	講義・演習	3	選択	3	
			計測・制御工学	講義	2	選択	3	
			知能ロボット工学	講義	2	選択	4	
	情報システム(実習を含む。)	1以上	感性科学	講義	2	選択	3	5
			多変量データ解析法・演習	講義・演習	3	選択	3	
			データベース論・演習	講義・演習	3	選択	2	
			データベース設計論・演習	講義・演習	3	選択	3	
			情報探索法・演習	講義・演習	3	選択	3	
			管理システム論	講義	2	必修	3	
情報通信ネットワーク(実習を含む。)	1以上	ネットワーク・セキュリティ論・演習	講義・演習	3	必修	3	3	
		情報システムセキュリティ演習	講義・演習	2	選択	3		
マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)	1以上	ヒューマンインタフェース論	講義	2	必修	3	5	
		画像工学・演習	講義・演習	3	必修	3		
		人間情報工学	講義	2	選択	4		
情報と職業	1以上	(削除)					2	
		(削除)						
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	情報科教育法1	講義	2	必修	2・3	4	
		情報科教育法2	講義	2	必修	2・3		
合計		24						30

(削除)

別表第5(第3条関係)
教科及び教科の指導法に関する科目

(略)

高等学校一種(情報)〔産業情報学科開設〕

教育職員免許法規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目						
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	科目名	授業方法	単位数	免許取得のための必修・選択の別	履修年次	最低修得単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	情報社会及び情報倫理	1以上	コミュニケーションと社会環境	講義	2	選択	1	2	
			情報科学特別講義	講義	2	必修	3		
	コンピュータ及び情報処理(実習を含む。)	1以上	プログラミング演習1	演習	2	必修	2	9	
			プログラミング演習2	演習	2	必修	2		
			プログラミング応用演習	演習	2	選択	3		
			ソフトウェア工学・演習1	講義・演習	3	必修	2		
			ソフトウェア工学・演習2	講義・演習	3	選択	3		
			アルゴリズムとデータ構造	講義	2	選択	2		
			オペレーティングシステム論	講義	2	選択	3		
			プログラムパラダイム論	講義	2	選択	4		
			人工知能論	講義	2	選択	3		
			コンピュータシステム概論	講義	2	必修	1		
			コンピュータ・アーキテクチャ	講義	2	選択	3		
			信号処理・演習	講義・演習	3	選択	3		
			計測・制御工学	講義	2	選択	3		
			知能ロボット工学	講義	2	選択	4		
	情報システム(実習を含む。)	1以上	感性科学	講義	2	選択	3	5	
			多変量データ解析法・演習	講義・演習	3	選択	3		
			データベース論・演習	講義・演習	3	選択	2		
			データベース設計論・演習	講義・演習	3	選択	3		
			情報探索法・演習	講義・演習	3	選択	3		
			管理システム論	講義	2	必修	3		
情報通信ネットワーク(実習を含む。)	1以上	ネットワーク・セキュリティ論・演習	講義・演習	3	必修	3	3		
		情報システムセキュリティ演習	講義・演習	2	選択	3			
マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)	1以上	ヒューマンインタフェース論	講義	2	必修	3	5		
		画像工学・演習	講義・演習	3	必修	3			
		人間情報工学	講義	2	選択	4			
情報と職業	1以上	企業と社会	講義	2	必修	1	2		
		インターシシップ	実習	2	選択	3			
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	情報科教育法1	講義	2	必修	2・3	4		
		情報科教育法2	講義	2	必修	2・3			
合計		24						30	

※いずれか1科目を選択必修

(略)

高等学校一種(情報)〔情報システム学科開設〕

教育職員免許法規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目					
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	科目名	授業方法	単位数	免許取得のための必修・選択の別	履修年次	最低修得単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	情報社会(職業に関する内容を含む)・情報倫理	1以上	情報と社会環境	講義	2	必修	1	4
			技術者倫理と知的財産	講義	2	選択	2	
	コンピュータ及び情報処理(実習を含む)	1以上	総合情報システム特別講義	講義	2	必修	3	13
			総合情報システム特別実習B	実習	1	選択	3	
			情報基礎2	講義	2	必修	1	
			情報基礎演習1	演習	1	必修	1	
			オブジェクト指向言語	講義	2	選択	2	
			オブジェクト指向言語演習	演習	1	選択	2	
			アルゴリズムとデータ構造	講義	2	選択	3	
			プログラミング概論	講義	2	必修	1	
			プログラミング概論演習	演習	1	必修	1	
			オペレーティングシステム1	講義	2	選択	2	
			システムプログラミング	講義	2	選択	3	
			システムプログラミング演習	演習	1	選択	3	
			情報基礎演習2	演習	1	必修	1	
			Webプログラミング概論	講義	2	必修	2	
			データサイエンス入門1	講義	2	必修	1	
			データサイエンス入門2	講義	2	必修	1	
	データサイエンス1	講義	2	選択	2			
	データサイエンス2	講義	2	選択	2			
	データサイエンス演習1	演習	1	選択	2			
	データサイエンス演習2	演習	1	選択	2			
	情報システム(実習を含む)	1以上	システム開発	講義	2	選択	3	3
			経営情報システム論	講義	2	選択	2	
情報システム学実験1			実習	3	必修	3		
生産流通システム論			講義	2	選択	3		
情報通信ネットワーク(実習を含む)	1以上	コンピュータネットワーク	講義	2	必修	2	2	
		情報セキュリティ	講義	2	選択	3		
		情報セキュリティ演習	演習	1	選択	3		
		ネットワーク通信プログラミング	講義	2	選択	3		
		オペレーティングシステム2	講義	2	選択	2		
		ネットワーク工学1	講義	2	選択	3		
		ネットワーク工学2	講義	2	選択	3		
マルチメディア表現及び技術(実習を含む)	1以上	マルチメディア	講義	2	必修	4	3	
		マルチメディア演習	演習	1	必修	4		
		人工知能	講義	2	選択	3		
		Webアプリケーション	講義	2	選択	2		
情報と職業	1以上	(削除)						
		(削除)						
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)	4	4	情報科教育法1	講義	2	必修	2	4
			情報科教育法2	講義	2	必修	3	
合計		24						29

(略)

(略)

高等学校一種(情報)〔情報システム学科開設〕

教育職員免許法規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目					
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	科目名	授業方法	単位数	免許取得のための必修・選択の別	履修年次	最低修得単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	情報社会及び情報倫理	1以上	情報と社会環境	講義	2	必修	1	2
			技術者倫理と知的財産	講義	2	選択	2	
	コンピュータ及び情報処理(実習を含む)	1以上	情報基礎2	講義	2	必修	1	13
			情報基礎演習1	演習	1	必修	1	
			オブジェクト指向言語	講義	2	選択	2	
			オブジェクト指向言語演習	演習	1	選択	2	
			アルゴリズムとデータ構造	講義	2	選択	3	
			プログラミング概論	講義	2	必修	1	
			プログラミング概論演習	演習	1	必修	1	
			オペレーティングシステム1	講義	2	選択	2	
			システムプログラミング	講義	2	選択	3	
			システムプログラミング演習	演習	1	選択	3	
			情報基礎演習2	演習	1	必修	1	
			Webプログラミング概論	講義	2	必修	2	
			データサイエンス入門1	講義	2	必修	1	
			データサイエンス入門2	講義	2	必修	1	
			データサイエンス1	講義	2	選択	2	
			データサイエンス2	講義	2	選択	2	
	データサイエンス演習1	演習	1	選択	2			
	データサイエンス演習2	演習	1	選択	2			
	情報システム(実習を含む)	1以上	システム開発	講義	2	選択	3	3
			経営情報システム論	講義	2	選択	2	
			情報システム学実験1	実習	3	必修	3	
			生産流通システム論	講義	2	選択	3	
情報通信ネットワーク(実習を含む)	1以上	コンピュータネットワーク	講義	2	必修	2	2	
		情報セキュリティ	講義	2	選択	3		
		情報セキュリティ演習	演習	1	選択	3		
		ネットワーク通信プログラミング	講義	2	選択	3		
		オペレーティングシステム2	講義	2	選択	2		
		ネットワーク工学1	講義	2	選択	3		
		ネットワーク工学2	講義	2	選択	3		
マルチメディア表現及び技術(実習を含む)	1以上	マルチメディア	講義	2	必修	4	3	
		マルチメディア演習	演習	1	必修	4		
		人工知能	講義	2	選択	3		
		Webアプリケーション	講義	2	選択	2		
情報と職業	1以上	総合情報システム特別講義	講義	2	必修	3	2	
		総合情報システム特別実習B	実習	1	選択	3		
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)	4	4	情報科教育法1	講義	2	必修	2	4
			情報科教育法2	講義	2	必修	3	
合計		24						29

(略)

国立大学法人筑波技術大学履修規定新旧対照表

新

(略)

別表第1 (第2条関係)

(4) 保健科学部 保健学科 理学療法専攻

区分		授業科目 科目名	授業方法	単位数	必修 選択の別	履修 年次	卒業所要 単位数	
教養教育系科目	総合教養教育科目	修学基礎A	演習	1	必修	1	12 単位以上	23 単位以上
		修学基礎B	演習	1	必修	1		
		健康と保健科学	講義	2	選択	1		
		情報と社会環境	講義	2	選択	1		
		放送大学開設科目A	講義	2	選択	1		
		放送大学開設科目B	講義	2	選択	1		
		心理学	講義	2	選択	1		
		哲学	講義	2	選択	1		
		社会福祉学	講義	2	選択	1		
		日本国憲法	講義	2	選択	1		
		数学基礎	講義	2	選択	1		
		数学基礎演習	演習	1	選択	1		
		物理学概論	講義	2	選択	1		
		化学概論	講義	2	選択	1		
生物学概論	講義	2	選択	1				
言語・情報教育系科目	外国語科目	英語1	演習	1	必修	1	4 単位以上	
		英語2	演習	1	必修	1		
		英語3	演習	1	選択	2		
		英語4	演習	1	選択	2		
		オーラルコミュニケーション1	演習	1	必修	1		
		オーラルコミュニケーション2	演習	1	必修	1		
		オーラルコミュニケーション3	演習	1	選択	2		
		オーラルコミュニケーション4	演習	1	選択	2		
	中国語1	演習	1	選択	1			
		中国語2	演習	1	選択	1		
	日本語科目 情報・干渉 サイエンス 基礎科目	文章技法1	演習	1	選択	1	3 単位以上	
		文章技法2	演習	1	選択	1		
		情報基礎1	講義	2	必修	1		
		情報基礎演習1	演習	1	必修	1		
情報基礎2	講義	2	選択	1				
情報基礎演習2	演習	1	選択	1				
育科目 障害関係教	視覚障害学概論	講義	2	選択	1	2 単位以上		
	視覚障害者社会参加論	講義	2	選択	1			
	視覚障害情報保障論	講義	2	選択	1			
	点字の理論と実際	講義	2	選択	1			
	障害補償演習1	演習	1	選択	1			
	障害補償演習2	演習	1	選択	1			

旧

(略)

別表第1 (第2条関係)

(4) 保健科学部 保健学科 理学療法専攻

区分		授業科目 科目名	授業方法	単位数	必修 選択の別	履修 年次	卒業所要 単位数	
教養教育系科目	総合教養教育科目	修学基礎A	演習	1	必修	1	12 単位以上	23 単位以上
		修学基礎B	演習	1	必修	1		
		健康と保健科学	講義	2	選択	1		
		情報と社会環境	講義	2	選択	1		
		放送大学開設科目A	講義	2	選択	1		
		放送大学開設科目B	講義	2	選択	1		
		心理学	講義	2	選択	1		
		哲学	講義	2	選択	1		
		社会福祉学	講義	2	選択	1		
		日本国憲法	講義	2	選択	1		
		数学基礎	講義	2	選択	1		
		数学基礎演習	演習	1	選択	1		
		物理学概論	講義	2	選択	1		
		化学概論	講義	2	選択	1		
生物学概論	講義	2	選択	1				
言語・情報教育系科目	外国語科目	英語1	演習	1	必修	1	4 単位以上	
		英語2	演習	1	必修	1		
		英語3	演習	1	選択	2		
		英語4	演習	1	選択	2		
		オーラルコミュニケーション1	演習	1	必修	1		
		オーラルコミュニケーション2	演習	1	必修	1		
		オーラルコミュニケーション3	演習	1	選択	2		
		オーラルコミュニケーション4	演習	1	選択	2		
	中国語1	演習	1	選択	1			
		中国語2	演習	1	選択	1		
	日本語科目 情報・干渉 サイエンス 基礎科目	文章技法1	演習	1	選択	1	3 単位以上	
		文章技法2	演習	1	選択	1		
		情報基礎1	講義	2	必修	1		
		情報基礎演習1	演習	1	必修	1		
情報基礎2	講義	2	選択	1				
情報基礎演習2	演習	1	選択	1				
育科目 障害関係教	視覚障害学概論	講義	2	選択	1	2 単位以上		
	視覚障害者社会参加論	講義	2	選択	1			
	視覚障害情報保障論	講義	2	選択	1			
	点字の理論と実際	講義	2	選択	1			
	障害補償演習1	演習	1	選択	1			
	障害補償演習2	演習	1	選択	1			

育 健康・スポーツ教	健康・スポーツ1	講義・実習	1	必修	1	2 単位 以上
	健康・スポーツ2	講義・実習	1	必修	1	
	健康・スポーツ3	講義・実習	1	選択	2	
	健康・スポーツ4	講義・実習	1	選択	2	
	健康・スポーツ5	講義・実習	1	選択	3	
	健康・スポーツ6	講義・実習	1	選択	3	
	シーズンスポーツA	講義・実習	1	選択	3・4	
	シーズンスポーツB	講義・実習	1	選択	3・4	
専 専門基礎・専門教養教育科目	解剖学	講義	4	必修	1	25単位以上
	解剖学実習1	実習	1	必修	1	
	解剖学実習2	実習	1	必修	1	
	生理学1	講義	2	必修	1	
	生理学2	講義	4	必修	1	
	生理学実習	実習	1	選択	1	
	病理学	講義	2	必修	2	
	衛生学・公衆衛生学	講義	2	選択	2	
	衛生学実習	実習	1	選択	2	
	微生物学・免疫学	講義	2	選択	3	
	生化学	講義	2	選択	1	
	薬理学	講義	1	必修	2	
	人間発達学	講義	2	必修	2	
	基礎運動学1	講義	2	必修	1	
	基礎運動学2	講義	2	必修	2	
	基礎運動学実習	実習	1	必修	2	
	確率・統計	講義	2	選択	2	
	疼痛学	講義	1	必修	3	
臨床栄養学	講義	2	必修	2		
ヘルスプロモーション論	講義	2	選択	2		
学校保健	講義	2	選択	2		
救急法	実習	1	選択	1~4		
専 専門臨床教育科目	医学概論	講義	2	必修	1	22単位以上
	臨床医学総論	講義	2	必修	3	
	臨床医学特論	講義	2	選択	3	
	臨床病態学	講義	1	選択	2	
	内科学1	講義	1	必修	2	
	内科学2	講義	2	必修	3	
	内科学演習	演習	1	必修	3	
	神経内科学	講義	2	必修	2	
	神経内科学演習	演習	1	選択	2	
	整形外科	講義	2	必修	2	
	整形外科演習	演習	1	選択	2	
	小児科学	講義	2	必修	2	
	リハビリテーション医学	講義	2	必修	3	
	精神医学	講義	2	必修	3	
	スポーツ医学実習	実習	1	必修	3	
	臨床心理学	講義	2	必修	2	
	画像診断学	講義	1	必修	4	
	言語聴覚療法学概論	講義	1	選択	4	
健康スポーツフィールド実習	実習	1	選択	3		

育 健康・スポーツ教	健康・スポーツ1	講義・実習	1	必修	1	2 単位 以上
	健康・スポーツ2	講義・実習	1	必修	1	
	健康・スポーツ3	講義・実習	1	選択	2	
	健康・スポーツ4	講義・実習	1	選択	2	
	健康・スポーツ5	講義・実習	1	選択	3	
	健康・スポーツ6	講義・実習	1	選択	3	
	シーズンスポーツA	講義・実習	1	選択	3・4	
	シーズンスポーツB	講義・実習	1	選択	3・4	
専 専門基礎・専門教養教育科目	解剖学	講義	4	必修	1	21単位以上
	解剖学実習1	実習	1	必修	1	
	解剖学実習2	実習	1	必修	1	
	生理学1	講義	2	必修	1	
	生理学2	講義	4	必修	1	
	生理学実習	実習	1	選択	1	
	病理学	講義	2	必修	2	
	衛生学・公衆衛生学	講義	2	選択	2	
	衛生学実習	実習	1	選択	2	
	微生物学・免疫学	講義	2	選択	3	
	生化学	講義	2	選択	1	
	薬理学	講義	1	必修	2	
	人間発達学	講義	2	必修	2	
	基礎運動学1	講義	2	必修	1	
	基礎運動学2	講義	2	必修	2	
	基礎運動学実習	実習	1	必修	2	
	確率・統計	講義	2	選択	2	
	疼痛学	講義	1	必修	3	
臨床栄養学	講義	2	必修	2		
ヘルスプロモーション論	講義	2	選択	2		
学校保健	講義	2	選択	2		
救急法	実習	1	選択	1~4		
専 専門臨床教育科目	医学概論	講義	2	必修	1	22単位以上
	臨床医学総論	講義	2	必修	3	
	臨床医学特論	講義	2	選択	3	
	臨床病態学	講義	1	選択	2	
	内科学1	講義	1	必修	2	
	内科学2	講義	2	必修	3	
	内科学演習	演習	1	必修	3	
	神経内科学	講義	2	必修	2	
	神経内科学演習	演習	1	選択	2	
	整形外科	講義	2	必修	2	
	整形外科演習	演習	1	選択	2	
	小児科学	講義	2	必修	2	
	リハビリテーション医学	講義	2	必修	3	
	精神医学	講義	2	必修	3	
	スポーツ医学実習	実習	1	必修	3	
	臨床心理学	講義	2	必修	2	
	画像診断学	講義	1	必修	4	
	言語聴覚療法学概論	講義	1	選択	4	
健康スポーツフィールド実習	実習	1	選択	3		

専門理学療法教育科目	理学療法入門	講義	2	必修	1	
	理学療法評価法1	講義	2	必修	2	
	理学療法評価法1実習	実習	1	必修	2	
	理学療法評価法2	講義	2	必修	2	
	理学療法評価法2実習	実習	1	必修	2	
	運動療法基礎	講義	2	必修	2	
	物理療法	講義	2	必修	3	
	物理療法実習	実習	1	必修	3	
	日常生活活動	講義	2	必修	3	
	日常生活活動実習	実習	1	必修	3	
	義肢装具学	講義・演習	2	必修	3	
	体表解剖学及び触診法	演習	1	選択	2	
	整形外科疾患理学療法学	講義	2	必修	3	
	神経筋疾患理学療法学	講義	2	必修	3	
	小児疾患理学療法学	講義・演習	2	必修	3	
	内部障害理学療法学	講義	2	必修	3	
	徒手の理学療法学	講義・実習	1	必修	4	
	高齢者理学療法学	講義	1	必修	3	
	障害者生活環境論	講義	2	必修	3	
	地域理学療法学	講義	2	必修	3	
	理学療法基礎統計学	講義	2	選択	3	
	理学療法管理学	講義	2	必修	4	
	理学療法研究法	演習	1	必修	4	
	接患・接遇法	講義	1	必修	2	
	総合理学療法演習1	演習	1	選択	2	
	総合理学療法演習2	演習	1	必修	3	
	総合理学療法演習3	演習	1	必修	4	
	総合理学療法実習1	実習	1	必修	2	
	総合理学療法実習2	実習	1	必修	2	
	総合理学療法実習3	実習	3	必修	3	
	医学英語	演習	1	選択	2・3	
	臨床実習1	実習	1	必修	2	
	臨床実習2	実習	1	必修	2	
臨床実習3	実習	3	必修	3		
臨床実習4	実習	7	必修	4		
臨床実習5	実習	8	必修	4		
卒業要件単位合計					133単位	

専門理学療法教育科目	理学療法入門	講義	2	必修	1	
	理学療法評価法1	講義	2	必修	2	
	理学療法評価法1実習	実習	1	必修	2	
	理学療法評価法2	講義	2	必修	2	
	理学療法評価法2実習	実習	1	必修	2	
	運動療法基礎	講義	2	必修	2	
	物理療法	講義	2	必修	3	
	物理療法実習	実習	1	必修	3	
	日常生活活動	講義	2	必修	3	
	日常生活活動実習	実習	1	必修	3	
	義肢装具学	講義・演習	2	必修	3	
	体表解剖学及び触診法	演習	1	選択	2	
	整形外科疾患理学療法学	講義	2	必修	3	
	神経筋疾患理学療法学	講義	2	必修	3	
	小児疾患理学療法学	講義・演習	2	必修	3	
	内部障害理学療法学	講義	2	必修	3	
	徒手の理学療法学	講義・実習	1	必修	4	
	高齢者理学療法学	講義	1	必修	3	
	障害者生活環境論	講義	2	必修	3	
	地域理学療法学	講義	2	必修	3	
	理学療法基礎統計学	講義	2	選択	3	
	理学療法管理学	講義	2	必修	4	
	理学療法研究法	演習	1	必修	4	
	接患・接遇法	講義	1	必修	2	
	総合理学療法演習1	演習	1	選択	2	
	総合理学療法演習2	演習	1	必修	3	
	総合理学療法演習3	演習	1	必修	4	
	総合理学療法実習1	実習	1	必修	2	
	総合理学療法実習2	実習	1	必修	2	
	総合理学療法実習3	実習	3	必修	3	
	医学英語	演習	1	選択	2・3	
	臨床実習1	実習	1	必修	2	
	臨床実習2	実習	1	必修	2	
臨床実習3	実習	3	必修	3		
臨床実習4	実習	7	必修	4		
臨床実習5	実習	8	必修	4		
卒業要件単位合計					125単位	

令和5年度 卒業生数

【学部】

令和6年3月1日

	学科	定員	卒業予定者数*		卒業生数		留年予定者数	
			計		計		計	
			男	女	男	女	男	女
産業技術学部	産業情報学科	35	32		31		1	
			20	12	19	12	1	0
	総合デザイン学科	15	18		17		1	
4			14	4	13	0	1	
合計	50	50		48		2		
		24	26	23	25	1	1	

※特別研究未着手者を除いた4年次生の数

	学科・専攻	定員	卒業予定者数*		卒業生数		留年予定者数	
			計		計		計	
			男	女	男	女	男	女
保健科学部	保健学科 鍼灸学専攻	20	4		3		1	
			3	1	2	1	1	0
	保健学科 理学療法学専攻	10	10		8		2	
6			4	5	3	1	1	
情報システム学科	10	11		11		0		
		8	3	8	3	0	0	
合計	40	25		22		3		
		17	8	15	7	2	1	

※特別研究未着手者を除いた4年次生の数

総合計	90	75		70		5	
		41	34	38	32	3	2

令和5年度 修了者数

大学院技術科学研究科

令和6年3月4日

専攻	定員	修了年次 在籍者数		修了者数		留年予定者数	
		男	女	男	女	男	女
		計		計		計	
産業技術学専攻	4	2	0	2	0	0	0
		2		2		0	
保健科学専攻	3	2	0	1	0	1	0
		2		1		1	
情報アクセシビリティ専攻	5	1	2	0	2	1	0
		3		2		1	
合計	12	5	2	3	2	2	0
		7		5		2	

※在籍者数に 在学2年目の長期履修者は含めない
 ※保健科学専攻留年予定者の1名は3月末退学予定

令和6年度入学者選抜実施状況(学部)

令和6年2月25日現在

学部	学科・専攻	学校推薦型選抜				
		募集人員	志願者	受験者	合格者	入学予定者
産業技術学部	産業情報学科	17	29	29	20	20
	総合デザイン学科	7	12	12	10	10
保健科学部	保健学科(鍼灸学専攻)	8	0	0	0	0
	保健学科(理学療法学専攻)	4	1	1	1	1
	情報システム学科	4	14	14	7	7

*専攻科の人数を[]に内数で示す

学部	学科・専攻	社会人選抜				
		募集人員	志願者	受験者	合格者	入学予定者
産業技術学部	産業情報学科	若干名	0	0	0	0
	総合デザイン学科	若干名	1	1	1	1
保健科学部	保健学科(鍼灸学専攻)	若干名	0	0	0	0
	保健学科(理学療法学専攻)	若干名	0	0	0	0
	情報システム学科	若干名	0	0	0	0

学部	学科・専攻	第1回総合型選抜(保健科学部10月/産業技術学部12月)				
		募集人員	志願者	受験者	合格者	入学予定者
産業技術学部	産業情報学科	若干名	1	1	0	0
	総合デザイン学科	若干名	4	4	2	2
保健科学部	保健学科(鍼灸学専攻)	4	4	4	3	3
	保健学科(理学療法学専攻)	2	2	2	2	1

学部	学科・専攻	第2回総合型選抜				
		募集人員	志願者	受験者	合格者	入学予定者
産業技術学部	産業情報学科	若干名	3	3	1	1
	総合デザイン学科	若干名	2	2	1	1
保健科学部	保健学科(鍼灸学専攻)	2	1	1	1	1
	保健学科(理学療法学専攻)	1	1	1	1	1
	情報システム学科	3	6	6	3	3

*情報システム学科 1/22追試験(1名)

学部	学科・専攻	一般選抜(前期日程)				
		募集人員	志願者	受験者	合格者	入学予定者
産業技術学部	産業情報学科	18	13	10		
	総合デザイン学科	8	4	3		
保健科学部	保健学科(鍼灸学専攻)	6	0	0		
	保健学科(理学療法学専攻)	3	0	0		
	情報システム学科	3	4	4		

		全入学者選抜の計		入学定員	志願者	受験者	合格者	入学予定者
産業技術学部	産業情報学科	35	50	50	46	43	21	21
	総合デザイン学科	15			23	22	14	14
保健科学部	保健学科(鍼灸学専攻)	20	40	40	5	5	4	4
	保健学科(理学療法学専攻)	10			4	4	4	3
	情報システム学科	10			24	24	10	10
		90			102	98	53	52

※志願者・受験者数は延べ人数

(参考)直近3年度の入学者選抜実施結果

令和5年度	学部計(全入学者選抜の計)	募集人員	志願者	受験者	合格者	入学者
産業技術学部	産業情報学科	35	40	39	29	29
	総合デザイン学科	15	13	12	12	12
保健科学部	保健学科(鍼灸学専攻)	20	16	16	15	15
	保健学科(理学療法学専攻)	10	8	8	7	7
	情報システム学科	10	25	25	14	13
令和4年度	学部計(全入学者選抜の計)	募集人員	志願者	受験者	合格者	入学者
産業技術学部	産業情報学科	35	42	41	33	33
	総合デザイン学科	15	25	25	15	14
保健科学部	保健学科(鍼灸学専攻)	20	9	9	9	9
	保健学科(理学療法学専攻)	10	5	5	5	4
	情報システム学科	10	14	14	10	10
令和3年度	学部計(全入学者選抜の計)	募集人員	志願者	受験者	合格者	入学者
産業技術学部	産業情報学科	35	65	65	36	35
	総合デザイン学科	15	13	13	12	11
保健科学部	保健学科(鍼灸学専攻)	20	7	6	5	5
	保健学科(理学療法学専攻)	10	7	7	7	7
	情報システム学科	10	26	26	11	11

令和6年度入学者選抜の実施状況 (大学院技術科学研究科)

(専攻・志望コース別、出身区分別)

令和6年3月1日現在

専攻名	入学定員	志望コース	出身区分	第1回入学試験								第2回入学試験								追加募集								合計							
				一般入試				社会人入試				一般入試				社会人入試				一般入試				社会人入試				志願者数		受験者数		合格者数		入学者数	
				志願者数	受験者数	合格者数	入学予定者数	志願者数	受験者数	合格者数	入学予定者数	志願者数	受験者数	合格者数	入学予定者数	志願者数	受験者数	合格者数	入学予定者数	志願者数	受験者数	合格者数	入学予定者数	志願者数	受験者数	合格者数	入学予定者数	志願者数	受験者数	合格者数	入学予定者数	志願者数	受験者数	合格者数	入学予定者数
産業技術学専攻	4	情報科学コース	本学卒業予定者	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2				
			本学既卒者(短大含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0				
			他大学等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		システム工学コース	本学卒業予定者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			本学既卒者(短大含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			他大学等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		総合デザイン学コース	本学卒業予定者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			本学既卒者(短大含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			他大学等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		専攻計			2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	2	2	2			
保健科学専攻	3	鍼灸学コース	本学卒業予定者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			本学既卒者(短大含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1				
			他大学等	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2				
		理学療法学コース	本学卒業予定者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			本学既卒者(短大含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			他大学等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		情報システム学コース	本学卒業予定者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			本学既卒者(短大含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			他大学等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		専攻計			1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3			
情報アクセシビリティ専攻	5	障害者支援(聴覚障害)コース	本学卒業予定者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			本学既卒者(短大含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			他大学等	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	2	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	6	5	2	2				
		障害者支援(視覚障害)コース	本学卒業予定者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			本学既卒者(短大含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			他大学等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		手話教育コース	本学卒業予定者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			本学既卒者(短大含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			他大学等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	3	2	1	1				
		専攻計			1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	4	4	3	3	1	0	0	0	1	0	0	0	9	7	3	3			
計	12	研究科計		4	4	3	3	1	1	1	1	2	2	0	0	5	5	4	4	1	0	0	0	2	0	0	0	15	12	8	8				

令和6年度入学者選抜 欠員補充第2次募集スケジュール

令和6年2月13日

月	日	曜日	本学スケジュール	他機関スケジュール／備考
3	4	月	入学試験委員会（10：00） ※実施学科、募集人員、試験科目の決定	
	5	火		
	6	水	一般選抜（前期日程）合格発表（10：00） 第2次募集実施予告（実施学科、募集人員等）	
	7	木		
	8	金	一般選抜入学手続き（～15日）	
	9	土		
	10	日		
	11	月		
	12	火		
	13	水		
	14	木		
	15	金		
	16	土		
	17	日		
	18	月	欠員補充第2次募集要項配布開始（HP等）	※受験者には、試験当日に入学手続きまで終了させる必要があることを募集要項等で伝える
	19	火		
	20	水		
	21	木		
	22	金		
	23	土		
	24	日		
	25	月		
	26	火		
	27	水		
	28	木	第2次募集出願受付（28日のみ）	一般選抜の追加合格者がいた場合は受験者へ連絡（29日まで）
	29	金	第2次募集試験実施（午前中） 学科選考判定報告 学部合格候補者選考委員会（13：00） 臨時教授会（13：30） 入学試験委員会（14：00） 合格発表（16：00） 入学手続（第2次募集）（18：00まで）	第2次募集合格者数を大学入試センターへ通知（31日まで）
	30	土		
	31	日		

●欠員補充第2次募集出願資格者

- ①3月24日の時点で、いずれの国立大学にも合格していない者（出願していない者も含む）
 - ②3月24日の時点で、1つまたは2つの国立大学に合格していたもので、入学手続きをとっていない者
- ※大学入学共通テストは受験してなくても出願が可能（国立大学協会 特例措置R2～）

令和6年度産業技術学部欠員補充第2次募集について

1. 実施する学科

産業情報学科

2. 募集人員（予定）

産業情報学科 5名

3. 入学志願者に課す教科・科目等

○書類審査

アドミッション・ポリシーに基づき、基礎的な知識に加え、思考力・判断力・表現力について、調査書等により審査を行う。

○面接

複数の面接員による個別面接を行い、将来に対する心構え、コミュニケーション能力（質問に対する回答の論理性など）、人物（アドミッション・ポリシーへの適合性など）を評価する。なお、音声・手話・筆談などの方法は問わない。

○数学

数学Ⅰ，A，Ⅱにおいて、文章・図形・数式などの理解力と数学的及び論理的な思考力をみる。

4. 選抜方法

「調査書等による書類審査」、「面接」、「数学」の結果に基づき、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を多面的・総合的に判断し、合格者を決定する。

令和6年度保健科学部欠員補充第2次募集について

1. 実施する学科・専攻

保健学科鍼灸学専攻

保健学科理学療法学専攻

2. 募集人員（予定）

保健学科鍼灸学専攻 16名

〃 理学療法学専攻 7名

3. 入学志願者に課す教科・科目等

○書類審査

アドミッション・ポリシーに基づき、調査書等を審査する。

○面接

学科・専攻への理解、人物、表現力、理解力、適性、将来に対する意欲等を評価する。一般教養に関する質問を含む。複数の面接員による個別面接。

※第2志望までの指定を可能とする。

4. 選抜方法

出願時に提出のあった調査書及び志望の動機による書類審査、筑波技術大学春日キャンパスで実施する面接の結果を総合して、合格者を決定する。

動物実験に関する外部検証を実施し、検証結果を以下のとおり報告します。
なお、規定改正に係る主な改善内容は、赤線のとおりです。
最終報告書は、同じ内容で3月に届く予定です。

動物実験に関する検証結果報告書（案）

国立大学法人筑波技術大学

動物実験に関する外部検証事業

（公益社団法人日本実験動物学会）

2024年3月

年 月 日

国立大学法人筑波技術大学
学長 石原 保志 殿

貴機関における動物実験の実施体制に関して、提出された自己点検・評価報告書に対する検証結果を通知します。

公益社団法人日本実験動物学会
理事長 三好 一郎

対象機関：国立大学法人筑波技術大学
申請年月日：2023 年 4 月 26 日
訪問調査年月日：2023 年 11 月 10 日
調査員：高橋英機、下田耕治

検証の総評

国立大学法人筑波技術大学は視覚障害者や聴覚障害者のための高等教育機関として、1987 年に 3 年制短期大学として設立され 2005 年に 4 年制大学となり、保健科学部、産業技術学部、大学院技術科学研究科を有している。動物実験は、文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」及び環境省の「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（以下「飼養保管基準」という。）」に従って、2022 年度は 4 件の動物実験が適正に実施されている。また、動物実験計画書の審議過程や動物実験結果報告書などに関する記録も適切に保管されている。機関内規程に一部改善の余地が認められるものの、実験動物管理者は関連団体の研修を受講し、動物実験委員会と事務担当者は適切に連携し、外部検証の受検を積極的に進めている体制が整っていることは高く評価できる。今後も最新の情報を収集し、適切な動物実験を継続されることを期待する。

検証結果

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

<p>1) 機関による自己点検・評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する機関内規程を定めている。<input type="checkbox"/> 機関内規程を定めているが、一部に改善すべき点がある。<input type="checkbox"/> 機関内規程を定めていない。
<p>2) 自己点検・評価の妥当性</p> <p>「国立大学法人筑波技術大学動物実験等に関する規程（以下「動物実験規程」という。）」が定められ、その内容は基本指針及び飼養保管基準に沿ったものである。しかし、前回の外部検証でも指摘された、動物実験等の最終的な責任が機関の長（学長）にあること等が明記されていない。従って、機関内規程について、「基本指針に適合する機関内規程を定めている。」との自己点検・評価結果であるが、「機関内規程を定めているが、一部に改善すべき点がある。」とする。</p>
<p>3) 検証の結果</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 基本指針に適合する機関内規程が定められている。<input checked="" type="checkbox"/> 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。<input type="checkbox"/> 機関内規程が定められていない。
<p>4) 改善に向けた意見</p> <p>国立大学法人動物実験施設協議会が提案する機関内規程雛形第4版を参考に、機関の長（学長）の責務や動物実験委員会の適正な構成員（3要件の者）の明記など、機関内規程のより一層の充実を検討されたい。</p>

2. 動物実験委員会

<p>1) 機関による自己点検・評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する動物実験委員会を設置している。<input type="checkbox"/> 動物実験委員会を設置しているが、一部に改善すべき点がある。<input type="checkbox"/> 動物実験委員会を設置していない。
<p>2) 自己点検・評価の妥当性</p> <p>動物実験規程に従って動物実験委員会が設置され、委員構成や委員会の役割は基本指針に則し適正である。従って、動物実験委員会について、自己点検・評価の結果は妥当である。</p>
<p>3) 検証の結果</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。<input type="checkbox"/> 動物実験委員会は設置されているが、一部に改善すべき点がある。<input type="checkbox"/> 動物実験委員会は設置されていない。

4) 改善に向けた意見

動物実験委員会の構成 3 要件では、1 名の委員が複数の要件を兼ねるのではなく、1 名が 1 要件を満たすように配置することを検討されたい。

3. 動物実験の実施体制

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制を定めている。
- 動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制を定めていない。

2) 自己点検・評価の妥当性

動物実験規程に、動物実験計画の立案、審査、実施結果の報告等の手続きの方法、各種様式が定められている。従って、動物実験の実施体制について、自己点検・評価の結果は妥当である。

3) 検証の結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制が定められていない。

4) 改善に向けた意見

特になし。

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めている。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めていない。
- 該当する動物実験を行っていないので、実施体制を定めていない。

2) 自己点検・評価の妥当性

遺伝子組換え動物を用いた実験、病原体や有害化学物質、放射性物質等の投与実験は行われていない。従って、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制について、自己点検・評価の結果は妥当である。

3) 検証の結果

- 該当する動物実験の実施体制が定められている。
- 該当する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 該当する動物実験の実施体制が定められていない。
- 該当する動物実験は、行われていない。

4) 改善に向けた意見

前回の検証でも指摘されたとおり、今後も病原体、有害化学物質、放射性物質等の投与実験等の実施予定がなければ、これらの実験を禁止することを委員会で決議することを検討されたい。

5. 実験動物の飼養保管の体制

<p>1) 機関による自己点検・評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。<input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。<input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検・評価の妥当性</p> <p>保健科学部エネルギーセンターにある動物飼育室を唯一の飼養保管施設として承認し、実験動物管理者を置き、飼育管理標準操作手順書を定め、基本指針及び飼養保管基準に沿った体制が構築されている。従って、実験動物の飼養保管の体制について、自己点検・評価の結果は妥当である。</p>
<p>3) 検証の結果</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。<input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。<input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>4) 改善に向けた意見</p> <p>特になし。</p>

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

<p>動物実験委員会と事務担当者が適切に連携して外部検証を積極的に受検する体制が整っていることは高く評価できる。しかしながら、今回は2回目の受検で、前回の指摘は概ね改善されているが、一部については速やかな改善に努められたい。</p>
--

II. 実施状況

1. 動物実験委員会の活動状況

1) 機関による自己点検・評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に機能している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検・評価の妥当性 動物実験委員会は動物実験計画書の審査、実験結果の把握と助言、自己点検・評価等に関して、適正に活動している。議事録も作成され保管されている。従って、動物実験委員会の活動状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。
3) 検証の結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に機能している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
4) 改善に向けた意見 特になし。

2. 動物実験の実施状況

1) 機関による自己点検・評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に動物実験を実施している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検・評価の妥当性 2022 年度は 4 件の動物実験が動物実験計画書の審査、承認された後に実施され、4 件すべての動物実験結果報告及び動物実験の自己点検票が提出されている。各種申請書や報告書は適正に保管されている。従って、動物実験の実施状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。
3) 検証の結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
4) 改善に向けた意見 特になし。

3. 安全管理に注意を要する動物実験の実施状況

1) 機関による自己点検・評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針に適合し、当該実験を適正に実施している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

<input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 該当する動物実験を行っていない。
2) 自己点検・評価の妥当性 遺伝子組換え動物を用いた実験、病原体や有害化学物質、放射性物質等の投与実験は行われていない。従って、安全管理に注意を要する動物実験の実施状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。
3) 検証の結果 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験が適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 該当する動物実験は行われていない。
4) 改善に向けた意見 特になし。

4. 実験動物の飼養保管状況

1) 機関による自己点検・評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検・評価の妥当性 1 か所の飼養保管施設に集約され、飼育管理標準操作手順書に従って、ラットの飼養保管が適正に行われている。また、飼育室の温度等の記録は「実験動物飼養保管記録簿（飼育室教室等保存用）」で行われており、適切に保管されている。従って、実験動物の飼養保管状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。
3) 検証の結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
4) 改善に向けた意見 特になし。

5. 施設等の維持管理の状況

1) 機関による自己点検・評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に維持管理している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検・評価の妥当性 施設や設備は適切に管理され、動物実験員会委員による視察と確認が行われている。従って、施設等の維持管理の状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。
3) 検証の結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
4) 改善に向けた意見 特になし。

6. 教育訓練の実施状況

1) 機関による自己点検・評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検・評価の妥当性 実験実施者や動物実験委員会委員に対して、日本実験動物学会が提供する e-learning 教材等を用いて毎年教育訓練が実施されている。学生実習では学生が動物に処置を加えることはないが、3Rs 等の基本事項の教育がなされている。実験動物管理者は日本実験動物学会が主催する実験動物管理者等研修会を受講している。従って、教育訓練の実施状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。
3) 検証の結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
4) 改善に向けた意見 教育訓練では、動物実験や飼養保管に関する事項、人獣共通感染症に関する事項等について充実されたい。

7. 自己点検・評価、情報公開

1) 機関による自己点検・評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検・評価の妥当性 動物実験委員会が動物実験責任者からの動物実験に関する自己点検票の提出、実験動物管理者からの飼養保管状況の自己点検票の提出を求め、関連記録等を含めて自己点検・評価を実施して

いる。大学ホームページで動物実験の実施状況や動物実験委員会に関する情報、検証結果報告等も公開されている。従って、自己点検・評価、情報公開について、自己点検・評価の結果は妥当である。

3) 検証の結果

- 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

4) 改善に向けた意見

特になし。

8. その他

（動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果）

視覚障害者である学生に口頭説明や手術部位を映した拡大画面、心拍等の音などを用いた動物実験実習を適切に進めている取組みは高く評価できる。実習で使用するウシガエルについては外来生物法に基づき適正に管理されている。

動物実験等に関する規程の改正について

令和5年度に、7年に一度実施が推奨されている公益社団法人日本実験動物学会による動物実験に関する外部検証を実施いたしました。検証結果を踏まえて国立大学法人動物実験施設協議会が提案する機関内規程雛形第4版を参考に、動物実験等に関する規程を主に下記の概要のとおり改正しました。

概 要

1. 機関の長（学長）の責務と動物実験委員会の適正な構成員（3要件の者）の明記（4条、6条、30条、31条）
2. 病原体、有害化学物質、放射性物質等の投与実験等の実験を禁止する旨の明記（10条）
3. 人獣共通感染症に関する事項の明記（28条～30条）
4. 前文等の追加・条項の整理・様式の変更及びその他軽微な修正

施行日

令和6年4月 1日

審議日程

令和6年2月26日 動物実験委員会

以上

国立大学法人筑波技術大学動物実験等に関する規程新旧対照表

新	旧
<p>国立大学法人筑波技術大学動物実験等に関する規程</p> <p><u>(前文)</u></p> <p><u>大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。</u></p> <p><u>本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、実験動物の飼養及び保管に係る管理運営体制の整備、並びに動物実験等の実施方法を定めるものである。</u></p> <p><u>(第1章 総則)</u></p> <p><u>(趣旨及び基本原則)</u></p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）における動物実験等及び実験動物の飼養及び保管等を適正に行うため、学長の責務、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き、実験動物の飼養及び保管等必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 動物実験等については、<u>法、飼養保管基準、基本指針</u>、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。</p> <p>3 <u>動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに</u></p>	<p>国立大学法人筑波技術大学動物実験等に関する規程</p> <p><u>(趣旨等)</u></p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）における動物実験<u>について、科学的観点、動物福祉の観点並びに実験等を行う教職員及び学生等の安全確保の観点から適正に行うため、</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 動物実験の実施については、<u>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。第25条において「飼養保管基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。第25条及び第39条において「基本指針」という。）、</u>動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。</p>

配慮することをいう。)及び苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)の3R(Replacement、Reduction、Refinement)に基づき、適正に実施しなければならない。

4 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である「5つの自由(飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由)」に配慮して実施すること。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他科学上の利用に供することをいう。

(2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。

(3) 実験室 実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む)を行う動物実験室をいう。

(4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。

(5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む)をいう。

(6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。

(7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。

(8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

(9) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 動物実験 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他科学上の利用に供することをいう。

(2) 実験動物 実験に供する哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。

(3) 施設等 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験を行う飼養保管施設及び実験動物に実験操作(48時間以内の一時保管を含む。)を行う動物実験室をいう。

(4) 施設管理者 実験動物及び飼養保管施設の管理を統括する者で、施設等を有する教育研究組織の長又は教育研究組織の長が指名する者をいう。

(5) 実験動物管理者 飼養保管施設において施設管理者を補佐し、実験動物の管理を行う者で、実験動物学又は獣医畜産学等の知識及び経験を有する者の中から、施設等を有する教育研究組織の長が指名する者をいう。

(6) 動物実験実施者 職員、学生その他動物実験の実施に携わる者をいう。

(7) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、個々の実験計画の策定及び実施について責任を負う教員をいう。

(8) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養管理を行う者をいう。

(基本原則)

第3条 動物実験の実施に当たっては、できる限り動物を使用する方法に代わり得る

(第2章 適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等を本学以外の機関に委託等する場合、委託等先においても、指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認すること。

(第3章 組織)

第4条 学長は、最終的な責任者として本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を統轄する。

2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握とその結果に基づく改善措置、飼養保管施設の整備、並びに飼養保管施設及び実験室の承認、動物実験等に係る安全管理、教育訓練、自己点検・評価、外部の専門家による検証、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に必要な措置に関して責務を負う。

3 学長は、前項の責務を遂行するために報告又は助言を行う組織として、第4章に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(第4章 動物実験委員会)

(委員会の役割)

第5条 委員会は、学長の諮問を受け、次の事項を審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

(1) 動物実験計画が動物実験等に関する法令、飼養保管基準、基本指針及び本規程に適合していることの審査

(2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること

(3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること

(4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること

(5) 自己点検・評価、外部の専門家による検証並びに情報公開に関すること

(6) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること

2 委員会は、必要に応じて安全管理に注意を要する動物実験に関連する委員会等と

ものを利用すること、できる限り使用する動物の数を少なくすること等により動物を適切に使用することに配慮するとともに、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

(適用範囲)

第4条 この規程は、本学において実施する実験動物の生体を用いる全ての動物実験に適用する。

(動物実験委員会)

第5条 本学保健科学部に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

相互に必要な情報の提供等を行うよう努めること。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 保健科学部保健学科長
- (2) 実験を行っている者の所属する学科、専攻等から選出される者 2名
- (3) 安全衛生委員会委員（春日地区）のうちから安全衛生委員会（春日地区）委員長が指名する者 1名
- (4) その他学長が指名する者 若干人

2 委員（前項第1号の委員を除く。）の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項の委員は、再任されることができる。

5 上記の委員は、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、その他学識経験を有する者を各1名以上含む。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 学長は、第6条に掲げる者を委員に任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(担当事務)

第9条 委員会に関する事務は、視覚障害系支援課が行う。

2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

(第5章 動物実験等の実施)

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

2 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 保健科学部保健学科長
- (2) 実験を行っている者の所属する学科、専攻等から選出される者 2名
- (3) 安全衛生委員会委員（春日地区）のうちから安全衛生委員会（春日地区）委員長が指名する者 1名
- (4) その他学長が指名する者 若干人

3 委員（前項第1号の委員を除く。）の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前3項の委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員は、自らが動物実験責任者となる実験計画の審査に加わることができない。

2 委員は、実験計画の内容その他職務上知りえた情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(役割) (5条へ移動)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議又は調査し、学部長等に報告するとともに、必要に応じ学長に報告するものとする。

- (1) 動物実験計画の審査に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。

第10条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に申請すること。

(1) 研究の目的、意義及び必要性

(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行うことはできない。

2 学長は、動物実験等の開始前に前項を申請させ、委員会の審査を経て承認又は非承認を決定し、その結果を当該動物実験責任者に通知すること。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。

4 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更する場合は、第1項と同様に変更申請の承認を得なければならない。

(実験操作)

第11条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物実験等に関する法令、飼養保管基準、指針等に則するとともに、特に以下の事項を遵守すること。

(1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

②実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮

③適切な術後管理

④適切な安楽死の選択

(3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。

(4) 物理的、化学的に危険な材料を扱う動物実験等について、安全のための適切な

(4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。

(5) 動物実験に係る自己点検・評価に関すること。

(6) その他、動物実験の適正な実施のために必要な事項

(飼養保管施設) (21条へ移動)

第9条 教育研究組織の長は、飼養保管施設を設置する場合は、当該飼養保管施設の施設管理者及び実験動物管理者を定め、別記様式第1の飼養保管施設設置承認申請書を学長に提出し、承認を得なければならない。

2 教育研究組織の長は、飼養保管施設の設置を計画する場合は、飼養保管施設に必要な構造や設備について、工事等を行う前にあらかじめ、委員会の助言を求めなければならない。

3 学長は、第1項の飼養保管施設の設置申請があったときは、委員会の審査結果に基づき、当該設置申請の承認の可否を決定するものとする。

(飼養保管施設の要件) (22条へ移動)

第10条 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造であること。

(2) 飼養保管を行う実験動物の種類、数等に応じた飼育設備を有すること。

(3) 床や内壁等が清掃、消毒が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。

(5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(6) 施設管理者及び実験動物管理者が置かれていること。

(動物実験室) (23条へ移動)

第11条 動物実験責任者は、飼養保管施設以外の実験室で動物実験を行う場合は、別記様式第2の動物実験室設置承認申請書を教育研究組織の長を経由して学長に提出し、承認を得なければならない。

2 学長は、前項の動物実験室の設置申請があったときは、委員会の審査結果に基づき、当該設置申請の承認の可否を決定するものとする。

(動物実験室の要件) (24条へ移動)

施設や設備を確保すること。

(5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

(6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

2 学長は、動物実験等の終了後、動物実験責任者から所定の様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等の動物実験計画の実施の結果について報告させること。必要な場合は委員会の助言を受けて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずること。

(第6章 実験動物の飼養及び保管)

(マニュアル(標準操作手順)の作成と周知)

第12条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させること。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第13条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(実験動物の導入)

第14条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うこと。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講ずること。

(給餌・給水)

第15条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うこと。

2 実験動物管理者は、飼養保管施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。

(健康管理)

第16条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾

第12条 動物実験室は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、実験動物が室内で逸走した場合に捕獲しやすい環境が維持されていること。

(2) 排泄物や血液等による汚染に対して、清掃や消毒が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理)(25条へ移動)

第13条 教育研究組織の長は、施設等を適切に維持管理しなければならない。

2 学長は、委員会の報告に基づき、施設等の維持管理が不適切であると認める場合は、当該施設等の改善若しくは使用の一時停止を命じ、又は設置承認を取り消すことができる。

(施設等の廃止)(26条へ移動)

第14条 施設等を廃止する場合は、別記様式第3の飼養保管施設等廃止届を学長に届け出なければならない。

(実験計画の立案)(10条へ移動)

第15条 動物実験責任者は、動物実験を行う場合は、あらかじめ次に掲げる事項について、検討した上で実験計画を立案し、別記様式第4の動物実験計画書を学長に提出しなければならない。

(1) 研究の目的、意義及び実験の必要性

(2) 代替法を考慮した動物実験の方法

(3) 実験の目的に適した実験動物の種、数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件

(4) 実験処置による動物の障害、症状、苦痛の程度とそれを軽減する方法

(5) 苦痛の程度の高い実験(致死的な疾患を起こすモデル動物、毒性実験、感染実験、発癌実験、放射線照射実験等)における人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から開放するための実験を打ち切るタイミングをいう。)の設定

(6) 安楽死の方法

(実験計画の承認の可否)(10条へ移動)

病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うこと。

(異種又は複数動物の飼育)

第17条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

(記録の保存及び報告)

第18条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存すること。

2 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告すること。

(譲渡等の際の情報提供)

第19条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

(輸送)

第20条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めること。

(第7章 施設等)

(飼養保管施設の設置)

第21条 飼養保管施設を設置(変更を含む)する場合は、管理者が所定の「飼養保管施設設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により承認又は非承認を決定し、その結果を当該管理者に通知すること。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

4 学長は、実験動物の飼養および保管の状況について管理者・実験動物管理者から報告させ、必要な場合は委員会の助言を受けて改善を指示すること。

(飼養保管施設の要件)

第22条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすこと。

第16条 学長は、委員会の審査結果に基づき、実験計画の承認の可否を決定するものとする。

2 委員会は、実験計画の妥当性を、動物福祉、安全性、倫理的及び科学的観点から審査する。

(年度を越えて行う動物実験)

第17条 動物実験責任者は、年度を越えて動物実験を行う場合は、改めて、年度当初に、実験計画書を提出するものとする。

2 第15条及び前条の規定は、前項の実験計画書の取扱いについて準用する。

(安全管理に注意を要する動物実験) (11条へ移動)

第18条 動物実験責任者は、物理的若しくは化学的に危険な材料、病原体及び遺伝子組換え生物等を扱う動物実験を実施する場合は、関係する法令及び規則等を遵守しなければならない。

2 前項の動物実験は、安全を確保するために必要な設備を有する施設等で実施しなければならない。

(実験操作) (11条へ移動)

第19条 動物実験実施者は、動物実験の目的を達成するために、経験を有する者の指導の下で実験手技の習熟に努めなければならない。

2 侵襲性の高い大規模な外科手術を行う場合は、経験を有する者の指導下で実施するものとする。

(苦痛の軽減) (11条へ移動)

第20条 動物実験実施者は、動物実験の目的に応じて麻酔薬、鎮痛薬又は鎮静薬を適切に使用することにより、できる限り実験動物に苦痛を与えないよう努めなければならない。

(術後管理) (11条へ移動)

第21条 動物実験実施者は、侵襲性の高い動物実験の実施においては、獣医学的な方法により適切な術後管理を行わなければならない。

(実験終了後の処置) (11条へ移動)

第22条 動物実験実施者は、動物実験を終了し、又は実験動物が回復の見込みがないと判断したときは、速やかな致死量の麻酔薬の投与により、できる限り苦痛を伴わない方法により、実験動物を安楽死させるものとする。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
 - (2) 実験動物の種類や生理、生態、習性等、並びに飼養又は保管する数に応じた飼育設備を有すること。
 - (3) 床や内壁などの清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
 - (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
 - (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
 - (6) 実験動物管理者を配置すること。
- (実験室の設置)

第23条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む)する場合は、管理者が所定の「実験室設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により承認又は非承認を決定し、その結果を当該管理者に通知すること。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48時間以内の一時的保管を含む)を行うことができない。

(実験室の要件)

第24条 実験室は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第25条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

2 管理者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。

(施設等の廃止)

第23条 実験動物の死体及び排泄物等は、動物実験責任者又は施設管理者が所定の場所に保管し、衛生管理者の指示に従い処理を行うものとする。

(実施結果の報告) (11条2項へ移動)

第24条 動物実験責任者は、実験計画を実施した後、別記様式第5の動物実験結果報告書により、使用動物数、実験成果等について、学長に報告しなければならない。

(実験動物の導入等) (14条へ移動)

第25条 飼養保管施設の管理者は、実験動物の導入に当たっては、関連法令、基本指針及び飼養保管基準等に基づき適正に管理されている施設から導入するものとする、

2 実験動物管理者及び飼養者は、実験動物の導入に当たっては、その規格、品質及び異常の有無を確認し、必要に応じて適切な検疫を行うものとする。

3 実験動物管理者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養保管する場合は、その組み合わせを考慮して収容するものとする。

4 実験動物管理者及び動物実験実施者は、導入された実験動物を動物実験に供する前に、必要に応じて、適切な順化期間を設定し、実験動物が新たな環境や実験方法に適応するよう配慮するものとする。

(給餌・給水、衛生管理、健康管理、記録の保存) (15、16及び18条へ移動)

第26条 実験動物管理者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

2 実験動物管理者及び飼養者は、飼養保管施設やケージ等の設備を定期的に清掃、消毒又は滅菌をし、適切な衛生状態を維持するものとする。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、日常的に実験動物の状態を観察し、実験動物に実験の目的以外の障害や疾病が発生した場合は、適切な治療等を行うものとする。

4 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の健康管理に関して必要な情報を相互に提供し、共有するように努めなければならない。

5 実験動物管理者及び飼養者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、保管するものとする。

(譲渡の際の情報提供) (19条へ移動)

第27条 施設管理者は、実験動物の譲渡に当たっては、その特性、飼養保管の方法、

第26条 学長は、管理者より届け出された所定の「施設等廃止届」に基づき、委員会による施設等の調査を経て廃止を承認すること。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

(第8章 安全管理)

(危害防止)

第27条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。

2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症やアレルギー疾患等に罹患したり、実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時に必要な措置を講じること。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。

5 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的な可能な範囲で講じるように努めること。

6 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発

感性疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送) (20条へ移動)

第28条 施設管理者及び動物実験実施者は、実験動物の輸送に当たっては、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止、輸送容器からの逸走防止に努めるものとする。

(標準操作手順書の作成と周知) (12条へ移動)

第29条 施設管理者は、第25条から前条までに掲げる実験動物の飼養及び保管に関し必要な事項について、当該飼養保管施設における具体的な方法、基準、数値等を定めた標準操作手順書を作成し、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(調査及び報告) (18条へ移動)

第30条 施設管理者は、飼養保管施設における実験動物の種類、飼養保管の頭数等について、年度ごとに委員会に報告しなければならない。

2 施設管理者は、委員会の求めに応じて、実験動物の適正な飼養及び管理のための必要な調査に協力しなければならない。

(実験動物による危害の防止)

第31条 施設管理者及び動物実験責任者は、実験動物が施設等から逸走しないよう動物種や実験目的に応じて必要な措置を講ずるとともに、逸走した場合は、捕獲に努めなければならない。

第32条 施設管理者は、有毒動物等人に害を加えるおそれがある実験動物を飼養保管する場合は、関連法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

第33条 施設管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が実験動物由来の感染症を予防し、並びに実験動物による咬傷等を防止するとともに、発生時には速やかに必要な措置を講じなければならない。

生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。

7 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接することのないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第28条 管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時に執るべき措置の計画(緊急時対応マニュアル等)をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図ること。

2 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(人と動物の共通感染症の対応)

第29条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。

2 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

(第9章 教育訓練)

第30条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に、以下の事項に関する所定の教育訓練を受講させること。

- (1) 動物実験等に関する法令、指針等、本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) 人と動物の共通感染症に関する事項
- (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

3 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めること。

第34条 施設管理者及び実験動物管理者は、実験動物の飼養や動物実験の実施に関係のない者が実験動物に接触することがないよう必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第35条 施設管理者は、地震又は火災等の緊急時にとるべき措置を定め、実験動物の逸走による危害防止と実験動物の保護に努めるものとする。

第36条 施設管理者は、第30条から前条までに掲げる安全管理に関し、具体的な方法を定め実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(教育訓練)

第37条 委員会は、この規程、関連する法令等を実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に熟知させるとともに、次に掲げる事項について教育訓練を企画する。

- (1) 動物実験に関連する法令、指針及びこの規程に関する事項
- (2) 動物実験の方法及び実験動物の取扱いに関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 動物実験の安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) その他適切な動物実験の実施に関する事項

2 教育訓練は、保健科学部が実施する。ただし、学科・専攻の学生実習として実施する動物実験の教育訓練にあつては、動物実験責任者が実施するものとする。

第38条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、前条に定める教育訓練を受けなければならない。

(第10章 自己点検・評価・検証)

第31条 学長は、委員会に、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関し、毎年、自己点検・評価を行わせること。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の専門家による検証を定期的に実施すること。

(第11章 情報公開)

第32条 学長は、本学における動物実験等に関する情報(動物実験等に関する規程、実験動物の飼養又は保管の状況、自己点検・評価、外部の専門家等による検証の結果、動物実験委員会の構成等の情報)を毎年1回程度公表すること。

(第12章 補則)

(準用)

第33条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行なうよう努めること。

(雑則)

第34条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(自己点検・評価及び検証)

第39条 委員会は、動物実験の実施及び実験動物の飼養保管の状況等の基本方針への適合性について、年度ごとに、自己点検・評価を実施し、その結果を学長に報告しなければならない。

2 施設管理者及び動物実験責任者は、委員会の求めに応じて、前号の自己点検・評価に必要な資料を提出しなければならない。

3 学長は、第1項の自己点検・評価の結果について、学外の有識者による検証を受けよう努めるものとする。

(情報公開)

第40条 学長は、動物実験に関し、この規程、動物実験の実施状況、実験動物の飼養保管の状況、自己点検・評価及び検証の結果等の情報をホームページ等で公開するものとする。

(準用)

第41条 哺乳類、鳥類又は爬虫類以外の脊椎動物を使用する実験において物理的又は化学的に危険な物質を扱う場合は、第15条及び第23条の規定を準用する。(担当事務)

第42条 委員会に関する事務は、視覚障害系支援課において処理する。

(雑則)

第43条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

5 文科高第 1752 号
令和 6 年 2 月 16 日

国立大学法人筑波技術大学長 殿

文 部 科 学 大 臣
盛 山 正 仁

国立大学法人等における剰余金の翌事業年度への
繰り越しに係る承認について

「令和 4 事業年度における剰余金の使途の承認申請書」（令和 5 年 6 月 26 日付け
筑技大財発第 3 1 号）により申請のあった件について、申請のとおり承認します。



文部科学大臣 殿

国立大学法人筑波技術大学長
石原 保志

令和4事業年度における剰余金の使途の承認申請書

令和4事業年度の損益計算により生じた利益のうち今回承認を受けようとする額は、令和4年度において行うべき教育研究業務を支障なく行った上での経費の節減額及び自己収入の増加額であります。今般、令和4年3月30日付で文部科学大臣の認可を受けた中期計画に記載されている剰余金の使途に充てることとしたいので、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第3項の規定に基づき下記の通り申請いたします。

記

- | | | |
|---|--|--------------|
| 1 | 損益計算により生じた利益 | 696,771,467円 |
| 2 | うち承認を受けようとする金額 | 45,343,114円 |
| 3 | 中期計画に記載された剰余金の使途
教育研究の質の向上及び業務運営の改善に充てる | |

(添付書類)

令和4事業年度の貸借対照表及び損益計算書